

平成26年第2回那須塩原市議会定例会

議事日程（第3号）

平成26年6月10日（火曜日）午前10時開議

日程第1 市政一般質問

12番 鈴木 紀議員

1. 2025年（超高齢化社会）への対応について
2. 発達支援の必要性について

20番 山本はるひ議員

1. 協働によるまちづくりについて
2. 子ども・子育て支援事業としての放課後児童クラブ（学童保育）のあり方について

19番 若松東征議員

1. 教育相談事業について
2. 道の駅について

9番 伊藤豊美議員

1. JR那須塩原駅周辺整備について
2. 農業政策について

出席議員（26名）

1番	藤村由美子君	2番	星宏子君
3番	相馬剛君	4番	齊藤誠之君
5番	佐藤一則君	6番	鈴木伸彦君
7番	櫻田貴久君	8番	大野恭男君
9番	伊藤豊美君	10番	松田寛人君
11番	高久好一君	12番	鈴木紀君
13番	磯飛清君	14番	眞壁俊郎君
15番	齋藤寿一君	16番	君島一郎君
17番	吉成伸一君	18番	金子哲也君
19番	若松東征君	20番	山本はるひ君
21番	相馬義一君	22番	玉野宏君
23番	平山啓子君	24番	植木弘行君
25番	人見菊一君	26番	中村芳隆君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	阿久津憲二君	副市長	渡邊泰之君
教育長	大宮司敏夫君	企画部長	片桐計幸君
企画情報課長	佐藤章君	総務部長	和久強君
総務課長	赤井清宏君	財政課長	八木澤秀君
生活環境部長	山崎稔君	環境管理課長	舟岡誠君
保健福祉部長	人見寛敏君	社会福祉課長	松江孝一郎君
産業観光部長	藤田輝夫君	農務畜産課長	中山雅彦君
建設部長	若目田好一君	都市計画課長	君島勝君
上下水道部長	須藤清隆君	水道課長	小仁所滋君
教育部長	伴内照和君	教育総務課長	小林一恵君
会計管理者	大島厚子君	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局長	阿美豊君
農業委員会 事務局長	田代晴久君	西那須野 支所長	熊田一雄君
塩原支所長	成瀬充君		

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長	阿久津	誠	議事課長	白井	一之
課長補佐兼 議事調査係長	増田	健造	議事調査係	人見	栄作
議事調査係	小池	雅之	議事調査係	伊藤	靖

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（中村芳隆君） おはようございます。
散会前に引き続き本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は26名であります。

議事日程の報告

議長（中村芳隆君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

市政一般質問

議長（中村芳隆君） 日程第1、市政一般質問を行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

鈴木 紀 君

議長（中村芳隆君） 初めに、12番、鈴木紀君。
12番（鈴木 紀君） 皆さん、おはようございます。

議席番号12番、公明クラブ、鈴木紀です。

通告の順に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、2025年（超高齢化社会）への対応について。

2025年、団塊の世代と呼ばれる人たちが75歳に達した時点で、65歳以上の高齢者が国の総人口の30%を超えると予想されています。いわゆる2025年問題であります。

高齢になれば疾病になるリスクは高まり、生涯の医療費は75歳から79歳でピークを迎え、70歳以降には生涯の医療費の半分がかかるとも言われております。

社会保障費の抑制は必須課題ではありますが、介護についても要介護、要支援になるリスクは75歳から上昇し、現在でも85から89歳では半数が要介護の認定を受けている状況であります。

厚生労働省の国民生活基礎調査によれば、65歳以上の高齢者が寝たきりになる原因として、1位が脳卒中、2位が認知症、3位が衰弱・老衰、4位が骨折というデータもあります。認知高齢者も2025年には470万人になると推計され、75歳以上のひとり暮らしの高齢者は男女ともふえ続け、2025年には290万人、特に女性は4人に1人がひとり暮らしになると推測されております。

また、病院や介護施設も不足していく見通しです。幸せな人生の終幕を迎えるに当たり、みずからの老いを見つめ、最後まで生き方を選択しなくてはなりません。

高齢者の6割以上が自宅で終末を迎えたいと希望している一方、やはり6割以上の方がそれは無理だと考えていると言われております。その理由は家族に迷惑がかかる、病気が悪化したときの医療的対応が不安という2つですが、最後は自宅であるところが本音だとも言われております。

病院・介護施設重視から在宅へとかじが切られる中、それを支える在宅ケア（医療・介護）は進んでいるのでしょうか。明るい未来を生き抜く地域での支援はどこにあるのでしょうか。これらの観点から伺うものであります。

初めに、在宅医療、いわゆる訪問診療、訪問看護の本市の状況についてお聞かせください。

次に、2012年にスタートした要介護の高齢者の在宅生活を支援する介護保険の定期巡回・随時対

応型訪問看護サービスについて、現状をお聞かせください。

3に、住みなれた地域での医療や介護、生活支援などのサービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築は、超高齢化社会への対応として喫緊の課題であります。本市の取り組みについて伺います。

以上、よろしく願いいたします。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 質問に順次お答えいたします。

特に、この超高齢化社会対応、これはここに書き出されているのはごく一部、問題提起はごく一部だと思っています。たまたま日曜日のNHKの番組見ておりましたら、離島における高齢化率100%というのが、ものすごいスピードでふえて、島国の日本で、島が本当に無人化していくと、このスピードは大変早い。これは本土、いわゆる日本全国においてそういう傾向になってくると、これ人口減少と高齢化とは切っても切れない関係にありまして、そこどころが非常に悩ましいと。平成11年度の社会保障費、これ107兆円、統計がその後出ていないんですけども、推測で11年後の2025年には178兆円、今のレベルで進めば、本当に10年後の社会保障は充実の方向に向かっていくのかというのが実は根底にあって、とても大きな課題の、これは国を挙げた課題に現在なっているわけであると、私は認識をしております。

ただし、今、介護、あるいはこういう在宅、こういう問題について、県民のアンケートをとったのを私今でも覚えているんですけども、今元気で働いている人は、介護をする最後の年代、両親を見る。では、自分がお年寄りになったとき、子

どもたちが見てくれるかということ、これは子どもに見てもらわない最初の年代、こう思っている人が非常に多い。

こういうさまざまな難しさを包含しておりますが、現在、本市としては絶対レベルを落とさない、こういうことに主眼を置いて、超高齢化の対応を、市を挙げて進めておるところでもございます。

若干の矛盾はあるかもしれませんが、これはそれを維持するために、どんな方法でも税収を確保する、こういう方向がないと、ここで言うことが空念仏になると、こういう状況だと認識しております。ぜひ参考に、冒頭、余計なことをお話ししましたが、頭へ入れて答弁をお聞きいただきたいと思います。

の本市における在宅医療の状況についての質問ですが、訪問診療につきましては、県の保健医療計画（第6期計画）に、市内では4つの医療機関が在宅医療を担う機関として登録されているとともに、とちぎ医療情報ネットには市内の15の医療機関が在宅患者の訪問診療可能として掲載されております。

また、高齢者が対象の場合に限って申し上げれば、市や地域包括支援センターなどに相談があった場合には、その都度、状況に応じて医療機関と調整しながら保健師が立ち会うなどして対応をしている状況であります。

一方、訪問看護につきましては、介護保険の訪問看護ステーションとして2カ所に対応しております。

の定期巡回・随時対応型訪問看護サービスにつきましては、現在のところ本市においては、このサービスの提供を始めた事業所はありません。

また、の本市における地域包括ケアシステムの構築の取り組みにつきましては、平成24年度に

地域包括支援センターと市の職員による担当者会議を立ち上げ、地域包括ケアシステムの構築に向けた課題の整理を行っており、現在の取り組みとしては、市内8カ所の地域包括支援センター圏域内の自治会や事業所、ボランティア団体、さらには医療機関や介護施設などと、どのようにかかわっていくか、顔の見える関係をどのように築いていくかなどについて取りまとめを進めている最中であります。

また、本年度中には地域包括支援センター職員とともに、自治会を初めとする関係団体との協議の場づくりに着手をしていきたいと考えております。

以上、第1回の答弁といたします。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） それでは、再質問に移りますけれども、関連していますので、合わせて質問をしていきたいと思っております。

冒頭に話をしましたけれども、高齢化時代、どうやって明るい未来をつくっていくのかということが一番の課題であると思っております。

そのための対策の一つとして地域包括ケアシステムということもあると思うんですけれども、先ほど僕のほうの質問しましたけれども、定期巡回随時対応型訪問看護センター事業所は、こちらにはないということですが、この訪問看護センターですね。必要な職員を随時待機させておくのはかなり難しいと、また夜間、深夜についてのコールがあったときに、即対応しなければならないという中においては、なかなかやはり厳しい運営状況であるのかなと思っております。

そういった中で、本市のほうではこの設置されない理由はどこにあるのかという観点からお聞きしたいと思いますけれども、どのようなお考えなのかお聞かせを願いたいと思っております。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） この定期巡回随時対応型訪問看護サービスを提供する事業者につきましては、県内にも現在ないというような状況でございます。先ほど議員がおっしゃられたとおり、24時間体制で職員を配置し、随時の対応ということになりますと、当然、職員をかなりの数確保する必要があります。その部分で、やはりなかなか人手がそろわない。実際には運営するのは医療機関とか、そういった事業者さんになりますので、その部分でなかなか実施に至らないというふうな状況を聞いてございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） 将来の地域ケアシステムという中においては、やはりこの看護という部分もかなり重要な位置づけになるかと思っております。そういった中において、現在で県内でもないということについては、将来に対しての不安はつきまとうというふうに思います。

そういった中で医療機関、いわゆるかかりつけ医、訪問介護、看護との連携は特に必要であると思っておりますけれども、先ほど答弁にありました顔の見える関係という、関係団体との顔の見える関係をつくってきたいという中においては、この顔の見える関係というものはこういった団体を指しているのか。また、本市でのそういった中において、今後における課題はどこにあるのかということについてお聞かせ願いたいと思っております。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 地域包括ケアシステム構築に当たりましては、その地域にあります、このシステムの中では社会資源という言い方をす

るんですが、高齢者の方々を支えるさまざまな仕組みとありますが、サービス、そういったものを可能な限り掘り出しまして、それをつないでいくという形がシステムの基本的な考え方になるかと思えます。

そのような中で、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスといった項目が挙げられておりまして、さらにはそこに警察や消防などの部分と、それから生活支援という部分では配食とか、配達サービスとか、既にある程度システムが動いているもの、さらには地域の自治会とかボランティア団体、そういったもの、この高齢者を互いに支え合うというふうなことでの活用という形でシステムの一つのそれぞれの要素というふうに捉えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） そうしますと、先ほど答弁にありますけれども、4つの医療機関、また15の在宅訪問できる医療関係があるということでは、一つは安心するわけでありまして、介護保険法を改正して2015年から特別養護老人ホームへの入所基準を要介護3以上に変わろうとしているわけでありまして。そういった中において、本市の入所待機者というのはどういう状況にあるのかお聞かせ願いたいと思います。

もう一点は、やはり先ほど来、話ししてはいますが、在宅ケアの流れではあります。そういった中において、独居老人、また老老介護といった、また介護している家族の負担ということを見ると、やはり施設の整備も当然重要な課題になってくるであろうと思います。そういった中においての待機者も合わせまして施設の整備がどういう状況にあるのか、また、それとあわせて地域包括ケアシステムに向けての取り組みについてお聞

かせ願いたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 入所待機者、施設整備、ケアシステム、3点のご質問かと思えます。順次お答えをさせていただきますが、まず入所待機者につきましては、平成26年4月1日の時点で要介護1から要介護5を含めると243名ということでございます。その中で要介護3以上の方が180名でございます。引いていただければ残りが要介護1と2ということで、割合的には要介護1、2の方が25.9%、要介護3以上の方が74%という形でございます。

その中で、入居型の施設というものにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、要介護3以上でも180人の待機者がいらっしゃるということですので、第5期計画の中で施設整備を着実に現在進めているところではございますが、第6期計画策定に当たっても、施設整備については必要であろうというふうに考えてございます。ニーズ調査も昨年度実施をいたしました。その関係で来年度から3カ年の第6期計画策定に当たっては、その中でしっかりと整備に向けての整理もさせていただきます。と思っています。

また、ケアシステムにつきましても、24年度からその構築に向けての準備を進めておりますので、この新制度になりますと、認知症対応という部分もこの地域包括に仕事として入ってくるというか、導入するというふうなことも第6期計画の中で検討していくというふうな課題がございますので、その部分もあわせて第6期計画に、このケアシステムの構築もしっかりと整理をして盛り込んでいきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） 5期計画の中で、さらに6期計画という中で進めていきたいと。また、ニーズ調査もしっかりとやってきたという中において、地域包括ケアシステムの中では認知症対応もしっかり対応していくということですが、最近、認知症に関しましてはやはり行方不明というような問題が連日報道されているわけでありませう。そういった中において、本市での現在の認知症の実態、また介護施設への待機の状況についてお聞かせ願いたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 本市の認知症への取り組みの中で、先週ですか、議員の皆様方に認知症サポーター養成講座をご受講いただきました。23名という多くの方に受けていただいて、本当にありがとうございます。

その際に、この認知症の数などもお話をしたかと思うんですが、26年4月1日現在で1,958名、捉え方さまざまあると思うんですが、市として現在1,958名というふうに捉えてございます。

その中で、特別養護老人ホームの待機者243名の中で認知症の方が実際には208名いらっしゃるというふうな状況でございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） 243名待機している中で208名がそういった方であるということで、6期計画の中でしっかりと計画を進めていただきたい、そのように思います。

今の国会で審議中の医療・介護総合確保推進法案についてでありますけれども、今、衆議院のほうで通過という形になって、たしか今、参議院のほうで審議しているのかなと思いますけれども、この法案は、地域包括ケアシステムの構築へ向け

ての第一歩を踏み出すものであると認識していません。

その中で、要支援1と2の方々への訪問看護と通所介護、いわゆるデイサービスを介護保険の個別給付から市町村が実施する地域支援事業に移行するということに対しまして、要支援切りというような批判もあるようであります。この法案に関しましては、財源は介護保険制度の中で見ていく、また必要な人にはこれまでのとおり、介護予防給付で受けられるという、また訪問介護では現在では全国画一的な介護予防給付では、皆さんの市民の方の要望というか、ニーズといたしますが、一つには庭の手入れやベットの世話といったものが、やはり要支援なんかでのニーズに応えられないという面もあると伺っております。

そういった中において、利用者の幅広い要望に対して、柔軟に対応できる内容になっていると私は認識しておりますけれども、本市において、この要支援1、2が地域支援事業に移行することに対しての本市の考えというか、捉え方についてお聞かせ願いたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 今回の法改正に当たっては、国からかなりの膨大な情報を提供いただいております。その中でまだ法案が通った後の政省令で定めるといった部分がありますので、あくまでも国から実際には2月13日付で届いた資料でご説明をさせていただくんですが、今の新制度への移行に際しては、介護予防給付の中で訪問看護と福祉用具の貸与、貸し付けの部分については現在の介護予防給付のままというふうの説明されておまして、訪問介護と通所介護、非常に聞いているとごっちゃになるかと思っております。訪問看護は実際には予防給付の中、訪問介護と通所介護

が今度は新しい日常生活支援総合事業というよう
な捉え方で始まるというふうに記載されておしま
す。

その中で、同一の資料の中で、現在サービス
を受けている方については事業移行後も当然既存の
サービスの利用は可能であるというふうな表記も
ございます。市としても、これは継続して対応し
ていきたいというふうに考えてございますし、こ
の新たなNPOとか、そういった組織が、この介
護予防のサービスを提供することによって、さら
に多様な介護予防サービスが提供されるんだとい
うふうなことが、この資料に記載させてあります。

本市といたしましても、NPOや民間事業者、
住民のボランティアの方など、地域の多様な主体
を活用する体制、また選択肢をふやせるようなサ
ービス提供に取り組んで、高齢者の方々を支援し
ていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） 多様なサービスが提供で
きるということについても安心してお任せできる
というような形に理解してよろしいのかと思いま
す。

地域包括ケアシステムの中には、医療、介護、
生活支援サービス等が柱となっています。そうい
った中において、生活支援サービスの枠の中には、
先ほどお話ありましたけれども、認知症の見守
りや外出支援等の対策を実施していくとあります
けれども、現在の状況と、またそれにあわせてど
ういった発展をさせていくのかお聞かせ願いた
いと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 本当に高齢者で認
知症にかかれて、ご家族の方が見守りという部

分で大変ご苦労されているというふうな報道が毎
日ありますし、その部分の体制につきましては、
以前から整えるというふうなことで進めておしま
すが、やはり地域包括支援センターを中心とした
ケアシステムのネットワークとあわせて、認知症
の方々の見守りネットワークなども構築をしてい
くことが必要であると考えております。

先ほどから申し上げますとおり、やはり地
域の担い手をたくさんこちらで発掘をさせていた
だき、つないでいただいて、それぞれの方がしっ
かりと役割を認識して果たしていただくことで、
その見守りもしっかりとでき上がっていくのでは
ないかと考えております。

県のほうで、とちまるネットというような形
で見守りの組織をつくっております。そこなど
は事業者さん、コープさんの配達さんとか、郵便
局員さんとか、電気のメーターを検針される方と
か、さまざまな事業者さんがその高齢者の見守り
ということで動いていらっしゃるしまして、そこ
から情報が市のほうにいただけるというふうな形が
既に運用はされております。そのようなものもさ
らに、見守る方がたくさんできるというふうなこ
とが非常に重要かと思っておりますし、自治会が
行います安否確認とか、見守りというふうな事業
に、市の社会福祉協議会が何年も前から補助事業
として、事業の拡大を推進しておりますので、市
と社会福祉協議会と、本当に両輪となって、その
地域の社会福祉のほうの向上も進めていきたい
というふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） 地域見守りのほうもしっ
かりと運用しているということで、よろしくお願
いしたいと思います。

また、社協についてもしっかりと拡大していく

という、一番大事なのは、本当に安否確認という意味合いについても、今は大変な、先ほどお話ししましたけれども、問題になっている部分もありますので、よろしくお話ししたいと思います。

最後になりますけれども、一人一人の高齢者の個々の実情に応じたきめ細かな支援体制と、いろいろな職種による顔の見える関係をしっかりと構築していただきたい、また地域の高齢者に寄り添った那須塩原市ならではの制度の構築を目指していくのを要望いたしまして、次の質問に移ります。

2番目の発達支援の必要性について、障害のある公立小中学生のうち、通常学級に在籍しながら必要に応じて別の学校や教室で授業を受ける通級による指導について、対象になっている児童生徒が増加しております。

平成5年以降で過去最多の7万7,882人に達し、平成5年度比で5.8倍、19年連続で増加しているということが文部科学省から発表になりました。また、通級による指導を受けている小学生は、対前年度比8.4%増の7万924人、中学生は14.8%増の6,958人になります。文部科学省は増加の理由として予算の拡充で専門の教員の配置がふえ、通級指導が受けやすくなったからと説明しておりますけれども、通級指導や発達障害などへの理解が保護者に広がり、対応を求める保護者がふえているからとも言われています。

栃木県内の小学校では、言語障害が最も多く1,067人、次いで自閉症332人、学習障害(LD)246人、注意欠陥多動性障害(ADHD)と難聴がそれぞれ10人ずつと報道されています。難聴については、早期に発見して補聴器や人工内耳を使用することで言語の発達を促すことができるため、新生児の段階での検査が重要であり、また自閉症についても早い段階で発見することで、対処の仕方も変わると言われております。新生児から就学

前、就学後、そして卒業後の進学、就労といった支援が大事であります。

最近では、知的障害の軽度の人々が就職後、周りの環境もあり仕事についていけず退職し、その後、被害に遭ったということが報道されておりました。就職後の支援も必要です。一人一人に合った支援が生涯を通じて必要だと思います。

以上のことから伺います。

新生児から就学前までの健診と、その後の指導についてお聞かせください。また、保護者に対してどう説明しているのかもあわせてお聞かせください。

特別支援学級の担任教師について、どのような研修を行っているのかお聞かせください。

入学後、子どもの成長や変化等に関する情報の共有について、保護者とはどう連絡をとっているのかお聞かせください。

児童が小学校から中学校へ進学する場合、学校間の引き継ぎと、保護者に対する説明はどう行っているのかお聞かせください。

保護者に対して義務教育後の進路相談や支援についてどのように行っているのかお聞かせください。

最後に、発達障害者に対する支援についてお聞かせください。

以上、6点よろしくお話しいたします。

議長(中村芳隆君) 12番、鈴木紀君の質問に対し答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長(人見寛敏君) 発達支援の必要性について、私からは の新生児から就学前までの健診と、その後の指導及び保護者への説明について、 の発達障害者に対する支援についてお答えをさせていただきます。

まず、 の新生児から就学前までの健診につき

ましては、子どもの成長の段階に応じた乳幼児健康診査と5歳児発達相談を実施しております。

乳幼児健康診査におきましては、子どもの健やかな成長と発達を支援することを目的といたしまして、医師による内科診察に加え、発育発達全般の確認を行っております。

5歳児発達相談におきましては、就学前に普段の生活状況をお聞きするとともに、集団生活の様子などを観察することにより、子どもの発達の問題を早期に発見するよう努めております。

その後の指導につきましては、これらの健診等で発達の問題が発見された場合は、保護者の同意を得た上で、関係機関・関係課と連携を図りながら、心理相談員や作業療法士などの専門家への相談による継続した経過観察や医療機関及び専門機関での受診を提案しております。

保護者への説明につきましては、保護者、保健師、保育士等が乳幼児期から子どもの特性に気づくことで、適切な支援策につながるということを理解してもらえよう、丁寧な対応を心がけております。

具体的には、健診等でのお子様の発達状況をお伝えした上で、保護者の抱く不安やお気持ちに寄り添いながら、家庭での生活状況や気になる点及び育児へのお考えなどについてお聞きし、お子様の特性に適した支援や継続的な相談が受けられるよう提案を行っております。

次に、発達障害者に対する支援についてお答えをさせていただきます。

発達障害のある方は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律、略して障害者総合支援法と呼んでおりますが、こちらの対象とされておりまして、学校を卒業した後は福祉的就労、一般就労に向けた訓練、グループホームなどの住まいの提供、相談支援など、身体や知的な障害の

ある方と同様の、いわゆる障害福祉サービスによる支援を受けることができるようになってございます。

そのほか、発達障害に関する相談窓口である栃木県発達障害者支援センターや、就労支援機関であるハローワーク、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携を図りながら支援を行っております。

私のほうからは以上でございます。

議長（中村芳隆君） 教育長。

教育長（大宮司敏夫君） それでは、私のほうからは発達支援の必要性についてのお尋ねからまでお答えを申し上げたいと、こう思います。

まず、の特別支援学級の担任教師の研修の実施についてでございますけれども、本市が行っております研修につきましては、平成25年度は市内全小中学校から1名が必ず出席をする研修としまして特別支援教育コーディネーター研修会を実施いたしました。

また、希望する教員向けの研修といたしまして、特別支援学級教育課程編成研修会、WISC-、個別知能検査と言いますが、この研修会、それから小児科医師、言語聴覚士を講師に招いての特別支援教育研修、こういったものを実施しております。

また、県の研修につきましても、栃木県総合教育センターにおきまして、発達障害のある子どもの教育支援研修、それから自立活動指導充実研修、さらには障害のある子どもの授業づくり研修など、さまざまな研修が市、さらには県で実施をされているということであります。

次に、の保護者との連携のお尋ねでございますが、特別支援学級の担任教師は、日ごろから連絡ノートのやりとりや直接の面談を通して、絶えず保護者と小まめに連絡を取り合っております。

して、児童生徒の学校での様子や家庭での様子などの情報の共有、あるいは情報交換を常に密にし、連携を図っているというような状況であります。

次に、の小学校から中学校へ進学する際の学校間の引き継ぎと、保護者に対する説明のお尋ねにお答えしたいと思います。

配慮を要する児童生徒に一貫性・系統性のある指導を行うために、どの学校におきましても小学校卒業時に、小学校から中学校への引き継ぎを十分に行っているところであります。引き継ぎ事項につきましては、保護者への説明もあわせて行っております。また、中学校入学後につきましても、小学校の教員が中学校に出向きまして授業参観をし、引き継ぎ事項が実行されているかの確認も行っているところであります。

また、具体的な事例としましてご紹介しますが、ある小学校におきましては、小学校の担当者が保護者と一緒に進学先の中学校に出向いて、児童の特性や、あるいは配慮を要する点につきまして詳細に伝えと、そういったことも行っているケースもございます。

また、ご承知のとおり、本市におきましては中学校区ごとに小学校と中学校が密接な連携を図り、9年間の発達段階に応じた指導内容、指導方法の工夫をしております。これは各中学校におきまず小中一貫教育ということの中に含まれますが、また小中一貫校として4月に開校しました塩原小中学校におきましては、小学校の特別支援学級と、中学校の特別支援学級の教室を隣り合わせに配置をしまして、児童生徒の交流を密に行うとともに、小中の一貫した指導を工夫している、こういうケースもあります。

また、ある中学校区におきましては、小中一貫を推進する組織の中に特別支援教育部会、こういったものを設けまして、学区内におきまして9年

間を見通しての指導、あるいは支援のあり方につきまして継続して研究、検討していると、こういうケースもございます。

次に、の保護者に対して、義務教育後の進路相談や支援についてのお尋ねでございますけれども、配慮を要する生徒の保護者に対しての進路相談につきましては、中学校3年生になってからの進路指導では対応がなくなってしまうために、保護者が少しでも確かな見通しを持てるように、中学校に入学した段階から密に連絡を取り合って情報提供、あるいは面談を行っているということであります。

また、保護者からの承認が得られれば、個別指導計画及び引き継ぎ書というものがございまして、これを中学校から進学先の高等学校に提供していると、こういうこともやっております。

以上であります。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） それでは、質問していただきますけれども、全体的に合わせて再質問を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

子どもたちの障害については、お話しありましたように早期発見が後の治療に一番重要であると認識はしております。そういった中において乳幼児健診が最初の、やはりちょっと言葉は合っているかどうかは別としても関門なのかなと、そこでいかにわかるような形をとるのが大事なのかなと思っております。

答弁でも乳幼児健診、5歳児健診ということでもありますけれども、目安としては1歳半健診が最初であろうかと思っておりますけれども、この1歳半健診、5歳児健診の健診の内容については発達健診について十分な質問というか、そういった内容になっているのか、またそれ以上に質問項目をふや

していった、少しでも早く早期発見できるような形のような、問診票の改定等も考えにあるのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 議員がおっしゃるとおり、乳幼児健診が本当にお子さんの発達の状況を逐次確認するためのとても重要な健診になってございまして、実際には4カ月、10カ月、先ほど議員がおっしゃいました1歳半、2歳、3歳、それから5歳児発達相談と、本当に期間を決めて実施をしております、全てのお子さんに直接案内通知を出して、事前のアンケートが必要な場合にはアンケートを書いてきていただいて、検査を行っております。

そのような中で、1歳6カ月健診の問診につきましては、栃木県の乳幼児健診養育対策専門部会において作成したマニュアルをもとに実施しております。問診票の内容につきましても、こちら必要なものがあると判断された場合には、随時対応をしていくというふうなことで、これまでもこれからも実施していく考えでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） 栃木県のマニュアルをもとに、また随時対応していくということでありますので、よろしく問診票についてもお願いしたいと思います。

発達の問題が発見された場合の保護者への対応は丁寧な説明というものが重要であろうと、またそのように認識もされているのかなと思っています。

また、保護者にとっても1歳半健診、4カ月、10カ月もそうでしょうけれども、やはり歩くようになって、1歳半健診なんかが一番心配するとこ

ろではないのかなと思います。そういった中において、1歳半健診時には既にもう公立、私立の保育園等に入園しているわけでありますけれども、そういった中での保育園との連携、幼稚園との連携、また当然個人情報というものもあるわけですが、そこら辺のところの連携はどういうふうに行っているのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 1歳半健診を例にとらせていただければ、1歳半ということですから、保育の必要なお子さんが施設に通っている状況かと思えます。実際には、こういった健診は親御さんがお子さんを連れて一緒に来るというのがごくごく一般的でございますので、健診に来られる際には、当然園に親御さんが迎えに行き、お子さんを連れて健診会場に向かいただけというふうなのが大半かと思っております。

そういった中で、当然健診においていただく際の通知は個別に出しておりますけれども、そのお子さんの発達状況、そういったものについては、就学に向けて5歳児発達相談ですね。その部分に向けても、当然それぞれの園と情報の共有などはしっかりとやっておりますが、その情報の共有に際しては、必ず保護者さんの同意を得て行っているというふうにしております。

やはり、毎日の行動を見ていらっしゃる園の保育士さんなどについては、さまざまな情報をお持ちですので、やはりお子さんの発達のおくれとか、ゆがみとかというのは、つぶさにごらんになっていきますから、そこの方が一番そういったところについてはしっかりと判断ができる方というふうにも認識をしておりますので、しっかりと市と施設との連携については現在も図っておりますし、これからも図っていくというふうな考えでございま

す。

以上です。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） ことしの予算執行計画書の中に、発達支援保育審査会というものが新しく入ってきました。そういった中において、この審査会できたことについて、内容等についても説明もお願いしたいと思うんですけども、どのように進んでいくのかお尋ねをしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 議員がごらんになったのは、保育園とか幼稚園に通っているお子さんで、発達支援の必要のために、保育士の加配が必要なお子さんかどうかの判断をするというふうなところの会議の部分かと推測をいたします。

その部分については、条例化を4月1日にさせていただいたということで、それまでは要綱で運用しておりました。お子さんが保育園、幼稚園に通っている中で、発達にやはりおくれであったり、ゆがみであったりするような場合に、保育士さん、面倒見る方を多くつけなければならないというふうな状況が当然生まれてまいります。そういった場合に、その保育士さんなりを雇う場合の費用を市のほうが負担するというふうな制度がございまして、その際にお子さん2人に対して1人を配置するのとかという部分もありますし、そのお子さんに配置が必要かというふうな部分、あとはそのお子さんが集団の中で生活をしていくことが、その発達のゆがみであったり、おくれであったりを改善する効果があるというふうな判断なども、その会議の中で判断をさせていただくということになりますので、当然会議のメンバーには保育、発達支援という部分での専門家がメンバーとしてお願いをしているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） 了解をいたしました。

先ほどの最初の質問では、小学校から中学校への進学する場合でのお話は伺いました。小学校が中学校のほうに先生が出向いて、実際に引き継がれた内容等について、しっかりとやっているのかどうかということについて検討していくというか、授業参観していくというか、そういったものをお尋ねしましたけれども、小学校に入学前、保育園、幼稚園から小学校に上がる段階においては、先日お話し伺いに行ったときには、学校側で小学校のほうで保育園のほうに出向いてしっかりと集団でできるのかどうかという部分を確認しているんですよというお話がありましたけれども、その点についてもう少し詳しくお聞かせ願いたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 恐らく年長児巡回相談というお尋ねであろうかと思えます。

これにつきましては、目的が5歳児発達相談を受け、さらに年長児の状況を観察し、気になる行動、あるいは2次障害が発現する前に連携を図りながら、早期に対応していくという目的で行われているものでありまして、在園している児童の状況、そういったものにつきまして教育委員会の専門部員、それから市のカウンセラーや保健師、それから学校教育課の担当の指導主事、さらには早期支援コーディネーター、こういった専門的な立場の者が各園を回って様子を見ていくというようなことであります。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） その段階での支援は、連携というものはしっかりとれているというふう

に認識してよろしいのでしょうか。わかりました。

特別支援学級の担任教師の研修については、先ほど答弁がありました。編成研修会、あとは横文字がありましたけれども、よくわかりません。その他も含めて何点かやっている、研修をしているということでありませけれども、教育コーディネーターについての役割とありますが、また保護者への、また窓口なんかその教育コーディネーターがやっているのかなと認識しておりますけれども、そこについての役割等についてお聞かせ願いたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 特別支援教育コーディネーターのお尋ねであろうと思いますが、これにつきましては全小中学校に配置をするというんでしょうか。校務分掌上位置づけをしまして、それぞれの学校の学校全体としての特別支援教育についてコーディネートしていくというようなことであります。

ですので、特別支援学級が設置されているかどうかということにかかわらず、これはどの学校にも位置づけられているということでありまして、その担当者が中心になりまして、それぞれの学校の特別支援教育の全体的な計画の立案、それから調整、そういったものを行っているというようなことであります。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） 全体的な計画を行っているという中においてお話がありましたけれども、当然、保護者への窓口なんかここについてやっているのかなと認識しますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 直接的には保護者との面接というのは一番子どもの日常の様子を知っている担任が一番であるかと思いますが、それとともにそういったものをコーディネートするということでしょうか、場合によっては一緒に話をする等々、絶えずその学校における特別支援教育が適切に行われるように、さまざまなところで配慮しながら仕事をしていくようなことをやっているということであります。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） 担任の先生なんかは特に大変なのかなというふうに認識しております。

そういった中において、担任の先生の相談等もこの教育コーディネーターが受け持っているんだろうと思いますけれども、この担任教師との横の連携とありますが、そういった部分についても、また大変な心労をされていると思うんですけれども、そういった部分についても横の連携なんかはしっかりとっているのか。

また研修についても先ほどありました編成研修会ですか。そういったものがあるということですが、担当の先生方たちの意見を聞いて、こういった授業をしてもらおうと参考になりますよと、例えば専門家に来ていただいて授業を実際にやっていただいて、それを見本にして、なるほどこういうふうによればいいのかと、スポーツなんか例えるならば、全部やはり自分でやってみせて、こういうところが悪いんですよといった、そういった見本的な部分がスポーツなんかでは必要になると思うんですけれども、そういった教室等についても指導の仕方というか、教鞭の仕方についての、そういった教え方について、いろいろ意見を聞きながら研修会もやっているのかお尋ねをしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 多分、特別支援教育担当者へのこういったフォローができていないかというお尋ねかと思いますが、まず一つは先ほど申し上げましたように、特別支援教育コーディネーターが当然、特別支援学級が設置された学校におきましては、絶えずその学級、指導の様子について目を配っているということは当然でありませうけれども、本市におきましては特別支援教育担当の指導主事がありまして、その者が随時各学校、学級を巡回して、その様子を見させていただくことをやっております。

加えまして、昨年度からでありますけれども、現場でベテランの特別支援教育にたけた先生を2名特別支援教育推進員という形で任命させていただきまして、随時指導主事と同じように、各学校を訪問して、先ほど議員がおっしゃいましたように、場合によっては指導のあり方について、経験の浅い担当者に指導するというようなことも行って、適切な指導がどの学校、学級においても行えるような配慮を現在しているというようなことであります。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） 教育推進員というんでしょうかね。そういった方が2名、ベテラン教員であって、見本を見せているというか、そういう形でよろしいのかと思います。

細かいところで恐縮なんですけれども、学校の先生と保護者との意見の食い違いという部分も、進学する場合に限ってかどうかわからないですけども、ちょっと自分としては進学するときにこういうところに子ども行かせたい。でも、学校の先生にとっては、いやそれはちょっとその前にこういった学校のほうがいいんじゃないですかというときの意見の食い違い、そういった場合につい

ての調整役というか、そういったところはどういったところでやっているのかお尋ねをしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 子どものかわりについてのお尋ねかと思いますが、特に進路につきましては、一番、保護者としては大きな課題だろうと思っております。当然のことながら、保護者としての願いというものもありますし、担任のほうとすれば預かっている子どもたちの普段の様子から、こういうような考え方もあるのではないのかなという、そういう部分での多少話し合うところがあるかと思っております。

最終的にはやっぱり保護者の意向に沿うように、どういうふうな形が一番それを実現するのに適切かということで話し合いが落ち着くことになろうかと思いますが、その過程におきましては先ほど申し上げましたように特別支援教育コーディネーター、あるいは各学校においては管理職が出る場合もあるでしょうし、場合によっては私ども教育委員会のほうも入って、対応していくと。丁寧に、適切に対応していくというようなことであります。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） 保護者の方はやはり一番心配するところだと思いますので、教育委員会、また教育コーディネーター、担当の先生、よろしくお願ひしたいと思います。

また若干変わりますけれども、放課後一時預かり的な民間サービスの一つに、放課後デイサービスというのがあるというふうにお聞きしました。

そういった中においては、本市ではこの放課後デイサービス等を実施している事業所さんがあるのかどうか。また、あわせて料金もわかればお知らせ願ひたいと思います。また、問い合わせ

先といたしますか、そういった部分もお願いしたい
と思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 放課後デイサー
ビスにつきましては、本市内に5事業所ほどござい
ます。

利用料金につきましては、世帯の所得状況によ
って異なりますので、一概に申し上げられませ
んが、非課税のような世帯ですと自己負担ゼロの場
合もございますし、上限としては3万7,200円と
いうふうな形がございますので、その中でそれぞ
れの世帯の所得に合わせての料金が決まるという
ふうな形でございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） 本市では5事業というこ
とで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

料金によつても、所得によつて変わるというこ
となもんですから、わかりました。

もう一つについては、本当にそういうお子さん
を持っている方は、保護者にとつても大変な気遣
いが多いのかなと思ひます。そういった部分につ
いては、放課後デイサービスと同じような形かも
しれないんですが、一時保護施設という、保護預
かりと申ひますが、そういったところを提供して
いること、またそれによつて保護者もゆつくり、
ある程度は休めると申ひた、レスパイトケアとい
うものがあると申ひておひます。このレスパイト
ケアというのは、家庭内で家族を介護している
方々に対して、一時的に休めるように手を差し伸
べる制度と申ひておひます。

本市ではこのようなレスパイトケアがあるのか
どうなのかお伺ひを申ひたいと思ひます。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） こちらも障害者の
方に対する福祉サービスの中の一つとして、短期
入所、ショートステイというふうな事業がござい
ます。こちらについては、市内では1事業所とい
うふうな状況でございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） 1事業所ということによ
るしいんですね。それはわかりました。

次に、こういった関係については、やはり学校
も保育園も合わせまして、やはりその中において
放課後児童クラブというものがあります。そうい
った放課後児童クラブとの連携なんかはどうい
うふうに現状と申ひているのかお尋ねを申ひたいと思ひ
ます。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 在籍している子どもた
ちが放課後児童クラブに通っている場合について、
どういふ対応を申ひているかというお尋ねであらう
かと思ひますが、これは必要に応じまして学校と
各児童クラブとの間で必要なことがあれば情報を
交換するといふような形を現在と申ひておひます。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） 小学校、中学校について
は、ある程度、専門的な教師がいて対応できるの
かなと思ひて申ひますけれども、この放課後児童ク
ラブについては、そういった中においてちょっと
大変なのかなといふような認識を申ひています。よ
ろしくお願ひしたいと思ひます。特に本当に連携
を強化するにしろ、保育園、学校であれば加配と
いふ形がとれるわけですけれども、放課後児童ク
ラブについては、そういったところもどういふ
うになっているのかなといふような心配も申ひて

ます。

栃木県内では、県内の身体障害者、療育、精神障害者等を対象に生活支援、就労などの実態調査の実施を決定いたしました。本市においても障害者のニーズ把握の調査は実施するのかお尋ねをしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 障害者の方に対するサービスにつきましては、障害福祉計画というものが3年を期間としてございます。現在、第3期ですが、今年度がその第3期の末という形になっておりまして、今、来年度から3カ年を計画期間とする第4期の障害福祉計画を策定している途中でございます。その中で、当然ニーズ調査を実施する考えがございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） しっかりとニーズ調査をしていただいて、本当によかったなと、ああこれで安心だなというような支援をできるような形をお願いをしたいと思います。

切れ目のない発達支援ということを考えて、子どもが生まれてから成人になるまでの発育状況などを記録するサポートブック、先ほど答弁にありましたよね。そういった中においてこのサポートブックというものがやはり継続的な発達支援をすることが大事なのかなと思っています。具体的には子どもの生い立ち、医療、療育、教育などに関する情報のほかに、子どもの成長に応じて受診した医療機関、福祉制度の利用状況を記録しておく、これによって保護者が子どもの状態を関係機関に正確に伝えるという、そういった情報の共有にもなると考えています。そういった中において1冊の子どもの情報を集約するようなサポートブ

ック的なものが本市にあるのかどうかお尋ねをしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 先ほど議員がおっしゃったようなサポートブック、その一生を通じてという部分については現在ございませんが、先ほど説明をさせていただきました乳幼児健診時から就学のところについては、リレーシートというような、そのような形を教育委員会さんのほうで用意いただいて、未就学児から就学へのつなぎという形をしっかりとさせていただくというようなものはでき上がっております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時14分

議長（中村芳隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） 先ほどの答弁の中にリレーシートというもののお話がありました。私としては、できることならば本当に生涯をきちんと見ていけるというか、情報が入ったものが必要であろうかと思います。そういった中においてのこれからの検討もお願いしたいのとあわせて、そのリレーシートなるものがあれば、ちょっとお見せ願えれば助かります。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） それでは、お答え申し

上げます。

まず、お尋ねの発達支援リレーシートというもののですが、これが現物で中に細かな領域についてどういった点で困り感があるかということ記録して、あるいはこれまでの乳幼児健診の結果がどういったものであったのか、あるいは支援機関、どういったところとかかわりを持っているか、そういったものを1枚のシートに記録して、これを幼稚園、保育園から就学先の小学校につないでいくということで、これがその現物でございます。議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） 繰り返しになりますけれども、生涯までの1冊のほうの、そういった部分を検討していただければとお願いしたいと思います。

早期発見、早期対処が重要であると言われております。保護者の方にきちんと説明をされ、理解をしていただき、診察を受け病名もはっきりした子どもへの適切な対応はできているのかなというふうに認識をいたしました。

学校を卒業するまでは、園児であれば福祉課か子ども課どちらになるのか、それは一つお尋ねしたいと思うんですが、多分、福祉課かなと思うんですが、一つお尋ねをしたいと思います。

また、入学をすれば教育部局と、確かに切れ目のない支援体制はできているのかなと思います。ただ、一つ在籍中でも、先ほども言いましたけれども、先生に対しての考え方の違いというものが保護者との違いがあったときの相談窓口、そういったものも含めて、総合的な相談窓口はどこにあるのかお聞かせ願いたいと思います。

また、あわせて卒業後、就職はしたけれども、周囲の理解がなくて辞めてしまって、ひきこもりになってしまった、そういった子どもに対しての相談窓口はどこにあるのか、あわせてちょっと4

点ほどになってしまいますけれども、そういった相談を網羅したガイドブック的なものが本市では整備されているのかお尋ねをしたいと思います。議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 総合相談窓口のご質問ですが、私のほうからは乳幼児期、就学前と、それから卒業後の部分でお答えをさせていただければと思います。小学校入学前ということであれば、保育園、幼稚園等に通っていれば、その園にまずはご相談をいただくという形が一番保護者さん、親御さんにとっては身近かなと思うんですが、乳幼児健診を通して、発達のおくれ、ゆがみなどが見つかったお子さんなどについては、専ら健康増進課がご相談をさせていただくというふうなことでございますので、保健福祉部内のそれぞれの組織が、それぞれの専門の役割を担って、親御さんの不安であったり、心配であったりという部分を解消していくようなご相談をさせていただくというふうに努めております。

また、学校等を卒業された後、就労の部分と、それからなかなか就労にたどり着けないというふうな部分がございますが、それも1回目に答弁を差し上げたとおり、さまざまな機関がございます。そちらに直接出向く、どこに行ったらいいんだかわからないというふうなことがございますれば、これは障害福祉の担当であります本庁の社会福祉課のほうにご相談をいただくことが必要かなというふうに思います。

また、こちら相談窓口を一括して整理をいたしましたガイドブックを作成してお配りはしてございますので、ちょっと今手元に持ってきたつもりが、ないかもしれない、お示しはできないんですが、サポートブックというもので相談窓口とか、それから先ほど来申し上げておりますサービスを

提供する事業所とか、そういったものを整理して、サポートブックとしてお配りをさせていただいているという状況でございます。

私のほかには以上でございます。

議長（中村芳隆君） 教育長。

教育長（大宮司敏夫君） それでは、私のほうから幾つかお答え申し上げますが、まず就学間際の児童に対しては、実は本市では若葉相談会というものを実施しておりまして、これがその案内のチラシなんですけど、こういったものを各幼稚園や保育園のほうに配布させていただきまして、今年度でありますと5月の中旬ぐらいから黒磯地区、それから西那須野・塩原地区と2つに分けて、年間18回ほど相談会を予定させていただいております。場所としましては、児童生徒サポートセンター、これが1カ所、それから各適応指導教室、さらには各幼稚園、あるいは保育園でも行おうということでありまして、こちらのほうには私どもの特殊支援教育担当の指導主事、あるいは早期支援コーディネーター、そういった者が就学に当たったの困りごとについて随時相談をさせていただくということでありまして、

実際にこの開催される予定の日以外にも、夕刻、教育委員会のほうにお見えになって相談を受けられるというケース、よく私も見かけております。こんな形で就学相談、あるいは在学中につきましても、教育相談という大くくりにはなってしまいますけれども、随時さまざまな困りごとにつきまして、私どもとしては相談を受けているというようなことであります。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） 学校関連については教育委員会ということで、随時よろしいんでしょうか。

保健福祉部については、健康増進課というような話も出ておりました。また、全体的には社会福

祉課というような話もありましたけれども、これ別な質問になるのか議長に判断していただいての話になりますけれども、子ども課というものがそこにあると思うんですが、子ども課とこの健康増進課との役割分担といたしますか、相談事は子ども課であろうというような私どもは認識をしています。そういった中においての分け方といたしますか、そこについてお聞かせ願いたいと思いますけれども。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 発達障害を担当する子ども課の組織は当然でございます。子育て相談センターというのがその組織になっておりまして、子育て相談センターについては、親御さんがちょっと子どもの子育てについて心配があるというようなときに相談に乗ってくれる組織として中核として動いている組織ですけれども、そのところについては、保育の専門家などが配置されております。逆に健康増進課のほうには保健師という立場での専門家が配置されておりますので、それぞれがそのお子さんに対して、その子にとってこの時点で一番どんな対応が必要なのかというのを一緒に考えるというふうな形で、現在対応しておりますので、その形につきましては、まずは身近なところに相談に行っていただければ、その子にとって最善の方法をみんなで集まって考えるというふうな体制が現時点でもでき上がっているというふうにご理解いただけるとありがたいと思います。

以上です。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） ここには相談窓口があるということでもありますね。そういった中において、全体的な総合窓口というものに関しては社会福祉課という形に認識して、繰り返しになるかもしれ

ないんですが、その総合窓口はどこに当たるのかお尋ねをしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 一生を通じてというふうなことで相談事をどこにしたらいいんだろというふうなときには、やはり社会福祉課にご相談をいただくというのがよろしいかと思えます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） 社会福祉課ということで、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

相談窓口はそこになるでしょうけれども、あとはこちらの行政側の横の連携を、教育、福祉、健康増進課等々についての横の連携をしっかりと構築していただきたい、そのように思います。

また、将来的になりますけれども、将来の不安ということを考えますと、やはり成年後見人制度というような問題も考えられてくるのかなと思えます。そういった中においての今後の検討課題ではあるかと思えますけれども、どのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと思えます。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 成年後見人制度につきましては、現在ですと認知症高齢者の方などがこの制度を利用されているというふうな状況がございますが、現行の制度で十分に対応できるというふうに認識をしております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） 現行の制度で対応できるということで安心をいたしました。

1歳半健診、5歳児健診等で発達障害の疑いのある子どもさんの保護者に説明をしても、いろい

ろな事情があって医療機関を受診されないというお子様も最近では多いと聞いております。そういった中において、保育園に入園しても、やはり気がかりな子ということで保護者に説明しても理解がなかなかしていただけないというようなお子さんもあると思えます。そういった中において、当然保育園、学校等に行くわけでありませぬけれども、そういった保育園、学校についてもかもしれないんですが、学校巡回指導というものもあると思えます。そういった中において教える側の教職員のスキルアップといいますが、そういったものに対してはどのように取り組んでいるのかお尋ねをしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） お尋ねになっているのは気になる子への対応ということであろうと思えますが、確かに子どもの育ちというのは年齢とともにある部分変わっていく場合がありますので、そこを丁寧に見取っていくということがとても大切なことであろうと考えております。

また、医療機関にどうつなげるかということも大変重要な問題でありますけれども、教育機関は医療機関ではございませんので、はっきりとしたことは申し上げられない。ただ、子どもの困り感はこの辺にあるんでしょうというようなことは申し上げられるだろうと思っています。そこを時間をかけながら丁寧につないでいくということしか現時点ではないと思っております。

また、当然のことながら、担当する教員に対しましては、その子どもの見取りの力、そこを絶えず研修を通してスキルアップを図っていくということは大切であろうと思えますし、これは何も特別支援学級担任だけではなく、やっぱり普通学級においても当然のことながら必要とされるもので

あろうと、こう認識しております。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） ぜひ先生のほうのスキルアップというものも十分頭に置いて、よろしく指導をお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、保護者からの総合的な相談窓口は社会福祉課ということで認識をいたしました。何よりも子どもが家庭に寄り添う温かい支援が大切であろうと思います。相談を受けた後の受け入れ側の縦、横のネットワークは、先ほども言いましたけれども、あくまでも行政側の話であります。窓口的にはしっかりとそういった中でできたというふうに認識をしております。

そういった中において福祉と教育、そしてまたほかの関係機関とのネットワークがきちんとした制度化ができるように期待をして、私の一般質問を終わります。

大変にありがとうございました。

議長（中村芳隆君） 以上で、12番、鈴木紀君の市政一般質問は終了いたしました。

山本 はるひ 君

議長（中村芳隆君） 次に、20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） それでは、通告にしたがって、市政一般質問を行います。

質問の1、協働によるまちづくりについて。

東日本大震災、福島第一原子力発電所事故から3年がたちました。傷は深く、復興への道のりも険しいのですが、この復興現場から学ぶならば、上からの復興路線に頼らずに、ともに生きるつながりとして、住民の活力をいかに引き出していけるかが大きな鍵になるものと思います。

また、私たちはこれまでに経験したことのない

少子高齢が進む人口減少時代を迎えようとしています。このような中で、歩いていける、顔の見える、少し狭い範囲の地域で、豊かさや安心・安全を実現していくためには、そこに住んでいる市民の共助の考え方や共生の活力こそが、まちづくりにつながる重要なことだと思います。

そこで、市民との協働によるまちづくりについての考え方を伺います。

後期基本計画の主要事業について。

まちづくりの基本理念と将来像の実現に向けた主要事業について、市はどのような考え方で後期基本計画に位置づけ事業を行っているのか伺います。

また、この主要事業に位置づけられた車座談議を26年度で廃止することです。計画期間の目標年次を前にして廃止するに至った経緯を伺います。

なお、市民への説明責任をどのように果たすつもりなのか伺います。

車座談議の役割について。

車座談議は、花の植栽運動やイベント開催などの事業活動のほかに、自分たちの地域課題をどうすべきかといった共助のあり方などを話し合う場として、重要な役割を担っていたと思います。地域のことをみずからが考え、課題解決にみずから汗をかくという場としての役割をどのように評価しているのか伺います。

また、この事業は3年を単位に地域委員や地域担当職員によるアンケート調査が行われ、その結果に基づき実施されてきたものと思います。今までの調査結果はどのような内容だったのか伺います。

地域担当職員の役割について。

車座談議における地域担当職員の役割は、いわゆる地域の御用聞きではなく、地域住民とともに

所属部や課にかかわらず、現場に立って、見て、考えて課題を解決していくことにあったと思います。職員が縦割りだけの政策立案から、地域に根差した政策形成の醸成を期待しておりました。この地域担当職員の役割をどのように評価しているのか伺います。

今後の協働のまちづくり事業について。

最後に、今後の市民との協働によるまちづくり事業として、市はどのようなことを考えているのか伺います。また、協働のまちづくりを進めるに当たって、どのような課題があるのかあわせて伺います。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 協働によるまちづくりについて、の後期基本計画と車座談議の質問について、山本議員に答弁をさせていただきます。これはとあわせてまず答弁させていただきますが、総合計画後期基本計画における主要事業は、7つの基本政策の中に掲げられた各分野別施策における主な事業であり、車座談議もその一つであります。

その車座談議は平成18年度にスタートし、今年度が9年目となります。3年を1期として、質問にもありましたが、各期で代表者会議、地域担当職員による意見交換会やアンケート調査を行ってまいりました。アンケートの中で、協働のまちづくりを進める上で車座談議は有意義だと思うかという設問に対しては、各期とも7割が有意義であると回答されております。ただ、設立当初からコミュニティ活動との区別がつかないという意見もありました。

さらには、車座談議は地域みずからが考えて実行するまちづくり組織として、地域づくりに一定

の成果が上がったものと認識しております。

しかしながら、総合計画後期基本計画と車座談議の3期目がスタートした一昨年、車座談議から解散する旨の報告が、これは全部ではありませんが、ある車座談議から解散すると、こういう報告がなされました。

一方で、地域主体のコミュニティ創設の取り組みもあり、本市の地域づくりのあり方について検討しなければならない時期だと、そういう状況を判断し、車座談議の代表者、地域担当職員、コミュニティ連絡協議会との意見交換を行い、車座談議は3期目が終了する平成26年度をもって発展的に解消し、地域はコミュニティへ移行することといたしました。これらの結果につきましては、今後、広報等で周知を図っていきたいと思います。

なお、現在コミュニティ未設置の地区におきましては、設立に向けた説明を行っております。

次に、地域担当職員の役割をどのように評価しているのかについてもお答えいたします。

地域担当職員は平成18年度の車座談議スタート時から地域の話し合いに参加し、地域におけるまちづくりのパートナーとして市民と行政がそれぞれの役割を分担し合い、公共の課題解決に取り組む協働のまちづくりを推進する役割を担ってきたと考えております。

なお、協働のまちづくりは、全職員が意識を持って取り組むべきものと考えており、今後はそれぞれの担当部署において、また地域やボランティア団体の一員として、主体的に市民との協働に努めていきたいと考えています。

の今後の市民との協働によるまちづくり事業としてどう考えているかについてもお答えをいたします。

市民との協働による事業及び協働を促進する事業については、協働のまちづくり行動計画に基づ

き、各担当部署において実施しており、今後も行動計画の見直し、修正を加えながら実施してまいります。

また、協働のまちづくりを進めるに当たって、どのような課題があるのかについては、自治会やコミュニティ、ボランティア団体、NPO法人などの地域活動や市民活動を行う団体間、さらには行政とそれらの団体とをつなぐための仕組みづくりが課題であると考えております。

そうしたことから、市民活動団体で構成する那須塩原市協働のまちづくり推進協議会とともに、協働のまちづくりのあり方等について調査研究を進め、課題の解決に努めていきたいと考えております。

第1回の答弁といたします。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） それでは、再質問いたします。

主要課題に位置づけられていた車座談議なんですけれども、途中でやめるということとはよくわかりました。

それで、市で行うこういう事業につきまして、大変重要だと思われるのが主要事業だと思うんですが、こういうものをまだ目標年次まで行く前にやめるということとはよくあることなのでしょうか。

まずそのところをお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 計画に位置づけられた事業が途中でやめられることがあるかということでございますけれども、総合計画5年というスパンでございますので、その5年の間にいろいろな状況の変化等もございます。そうした状況の変化があった場合には計画の見直し等が当然あるものというふうには思っております。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 私は平成24年12月の議会で、やはり協働によるまちづくりについて質問しました。そのときに市長のご答弁では車座談議については、今後も支援を継続していくというふうにお答えになっております。

車座談議の解散の話が先ほど一昨年ということだったんですが、そうしますと24年ということなので、そのころからやめる方向だったというふうに理解してよろしいですか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 一昨年にある車座談議から解散するという旨の報告がありましたので、これからの地域づくりをどうしていこうかというところの検討を当然一昨年からは始めてございすけれども、まだその車座談議に対して、どのような対応をするかという結論までには至っていませんでした。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） それでは、ただいまの答弁の中に、車座を今度はコミュニティに移行していくんだというふうにありましたが、コミュニティの位置づけと定義、そして公民館とのかかわりについてお尋ねいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） コミュニティということで、地域コミュニティというふうに通常言われておりますけれども、住民が生活している地域で、さまざまな活動にかかわりながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指すというようなことは一般的に言われておまして、本市としてもそのような考えのもとに、住民主体によって地域づくりを行う組

織としてコミュニティというのがあるというふう
に思っております。

公民館との兼ね合いにつきましては、公民館を
活動の主体としてコミュニティがそれぞれ行って、
公民館の職員も協力しているというような状況で
ございます。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 私の知るところでは、
多分市内にコミュニティは今、14あると思うんで
すね。公民館が15だと思うんですけれども、車座
は15の公民館にあったと思うので、その辺のとこ
ろを車座をコミュニティに移行していくときに、
今あるコミュニティと、それからないところには
つくりたいとおっしゃったんですが、そこら辺の
関係。特に、公民館単位ではないコミュニティに
ついて、どんなところにどんなものがあるのかお
知らせください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 公民館単位というと
ころでございますけれども、理想としては公民館単
位でコミュニティが取り組んでいくというのが理
想であるというふうに思っておりますが、少な
くとも小学校区単位というふうには考えてござい
ます。ただ、現状では地域の状況もさまざまで
ございますので、なかなか市内一律の取り組みと、
同じような状況にはないというふうに思っており
ますので、可能な限り地域の自主性も尊重して、
市内全域でコミュニティ活動が行われるようにな
ればというふうに思っております。

それと、公民館とコミュニティの兼ね合いで
ございますけれども、公民館と一致していないコミ
ュニティということでございますけれども、稲村
公民館の地区には東原地区のコミュニティという
ものがございます。稲村公民館地区には稲村コミ

ュニティ推進協議会というのがございます、稲
村公民館のエリアでは2つのコミュニティが設立
されていると。また、高林公民館のエリアとして
本年度は青木地区のコミュニティ推進協議会とい
うのが設立をされてございます。

また、ハロープラザにつきましては、関谷・下
田野地区のコミュニティづくり推進協議会という
ことと、今、休止中ですけれども、遅野沢・墓沼
地区コミュニティ推進協議会というのございま
した。

それで、公民館エリアという範囲で申しますと、
若干ちょっとずれが生じるような組織になってご
ざいます。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 車座談議はそもそも地
域の課題を市民と、それから行政とで考えていく
んだというふうにして始まったものだと思うんで
すね。協働のまちづくりをそれで推進していくと
いう目玉だったと思うんですが、コミュニティに
移行していくに当たり、今お聞きするところによ
ると、1つの公民館のところに2つあったり、な
かったりというようなことがございまして、その
辺を協働のまちづくりの拠点にコミュニティがで
きると考えていらっしゃるのかどうか、お尋ねし
ます。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） コミュニティとは地域
づくり、市民が主体となって行う組織だというふ
うに思っておりますので、そこで地域の状況によ
って、そこにお住まいの市民がある程度のエリア
をもってコミュニティを設立したいという意向が
あれば、今の全市的な、先ほど申しましたように
状況は一律ではないというところからすれば、現
状ではある程度やむを得ない状況かなというふう

には思っております。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 先ほど青木もあるということですので、多分15のコミュニティがあるんだというふうに思っておりますけれども、この中で西那須野地区は大変きちっと整理されておりました、公民館とコミュニティが大体一致しているんですけれども、黒磯地区にありましては、全くまだ推進をしていこうという機運もないところもあるように思われます。ですけれども、那須塩原市として協働のまちづくりを推進していくということであれば、余り何も無いところと、中に2つあるところというものを整理していかなければいけないと思うんですが、何か具体的に施策はあるのでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 現在、コミュニティ組織がない公民館のエリアにつきましては、企画部市民協働推進課の職員が中心となりまして、推進に向けた取り組みを投げかけているという状況でございます。

また、同じ公民館区域に2つのコミュニティがあるという地域にございましては、現状として地域の市民の方の判断ということでそのようなになっているんだというふうに思いますので、しばらくそういった状況の様子を見ていきたいというふうに思っております。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 主要事業としての車座談議をやめるということであるならば、やはりその代替というか、コミュニティでやっていくということをはっきり今おっしゃられたので、その辺につきましてはどこも漏れなくきちんと協働によるまちづくりができるということを保障してい

ただいて、これからともかくやっていただきたいというふうに思います。

次に移ります。

地域担当職員についてなんですけれども、これは公務として位置づけられていたと思うんですね。この制度は全国的にも大変評価されている制度で、古くは習志野で、今だと三鷹市などでは積極的にそういうものを取り入れて、職員がその地域の課題に取り組めるというようなことをやっていたと思うんですが、那須塩原市においてはそれをなくしてしまうということで、つまり評価は高くなかったというふうに受け取ってよろしいでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 地域担当職員ということでございますけれども、本市として車座談議とある種セットで地域担当職員というものが設立をされてまいりました。ということで、車座談議を廃止するという段において、地域担当職員制もあわせて廃止をさせていただくということで、これからにつきましては職員一人一人が市民として地域づくりにかかわっていただく、さまざまな団体に加入して、ボランティア的に活動してもらおうということが必要だろうというふうに思っております。

地域担当職員が果たしてきた役割というのは、地域づくりの中で車座談議の中で地域づくりの灯をともしてきたというところで成果があったものというふうには認識しております。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 前に示されました那須塩原市人材育成基本方針によりまして、求められる職員像というのが5つありまして、その2つ目に市民感覚のある職員とあります。市民目線で行

動する能力、市民と協働でまちづくりを考える能力、市民に説明し、納得させる能力というのが3つ書いてあります。この能力こそが地域担当職員制度によって養われるものだとは思っていました。実際、これからどのようにしてこの能力を養うのでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 先ほども申し上げました職員も一市民として地域の活動、またさまざまな団体のボランティア活動に、今までも積極的に仕事を離れて、そういった活動をしている職員もおりますけれども、さらにそういった取り組みに職員も加わっていければというふうに思っております。

また、行政の市民参加という点から申し上げれば、市民と職員が一緒になって政策を考えるということも行われてきております。そういったことが職員の政策立案にも生かされてくるというふうに思っております。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 先ほどの答弁では全職員が意識を持ってやっていくんだということだったんですけども、協働のまちづくりに関する研修を25年度に実施するというふうに計画がありましたが、どんなことを研修されたのか教えてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 協働のまちづくりの職員の研修、具体的に何をやったかというのは今ちょっと手元に申しわけない、資料がございませんので、また後ほど回答させていただきたいと思っております。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 一応行動の計画の中では25年度新規事業ということで、26年度も続けていくというふうに市民協働推進課のほうで書いてありますので、ぜひそういうことを続けてほしいと思います。

それと、市民と行政が役割を分担するというふうにおっしゃいましたが、実はこの役割を分担するという、その意識がとても難しいのだと思います。職員だけではなく、市民もそうなんですけれども、この辺につきましてはやはり職員の人が先ほど御用聞きではないというふうに私は申しましたが、何を自分たちでやって、何を市民にやらせようのかというところを、きちっとやはり把握していただかないと、企画立案をして市民にこっぴどくやらせよとか、あるいは市民のほうもどうせ最初の決め事は行政がやってくれるんだから、その後自分たちが何か手伝えばいい、そういう意識では協働のまちづくりはできないと思います。

先ほどのアンケートの中にも、結構市民の方の委員の中には、何でも決めるのは行政がやればよいというふうに3割ぐらいの方が書いていてびっくりしたんですけども、その辺のやはり職員だけではなくて意識改革をやはりするような形の研修とか、ことをやっていただきたいというふうに思います。

4番目の今後の協働のまちづくり事業についてなんですけれども、協働のまちづくりの行動計画には103の事業が載っていると思うんですね。その中には、何かそれが協働のまちづくりかなと思うところもあるんですけども、やはり重要なことは最初の事業を決定する段階から、市民と行政が同じ土台で情報を共有して決定していくということが大切なんだと思うんですが、その辺につきましては、やはり仕組みが大切だと思うんです。その仕組みとして市民活動センターの設置を検討

しているんですけれども、その辺についてはどのように今進んでいるのか、考えているのかということについてお知らせいただきたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 市民活動センターということで行動計画に記載されている事業でございます。

現在、まちづくり推進協議会の中で設置についての検討が行われているということで、そちらの議論の行方等を見守っていきいたいなというふうには思っております。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 余り表に出ていないので、市民活動センターというのは市民にもまだ余りなじみのないことで、宇都宮だとコミセンというようなことがあるんですけれども、ぜひそういうことについては考えていってほしいと思います。

それで、今、協働のまちづくり推進協議会というものがというふうに、先ほどの答弁にもありましたが、ここは何をして、どんなことを調査研究し、課題解決をしているのかについてお知らせしたいと思います。それはどんな方で、予算がどのくらいあるのかについてもお知らせください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 協働のまちづくり推進協議会についてということでございますが、推進協議会はまちづくり指針に記載されていますプロセス4の夢を実現させることにおける協働のまちづくり推進体制の確立の具現化のため、市民主体で設立をしたものでございまして、協働のまちづくりの推進に寄与することを目的としております。

事業としては、協働のまちづくりの普及啓発、施策の調査研究、提言等を行うこととしておりま

して、さまざまな活動を行っておりまして、昨年、地域活動・市民活動交流会 in なすしおばらというものを開催してございます。

現在の会につきましては、個人、団体で29人ほどの会員がおります。

予算につきましては、本年度の予算ということで、市からの交付金を50万円ということで予定をさせていただいています。

あと、どのような方かということで、先ほど29名ということをお申し上げしましたが、さまざまな地域の活動団体、また個人ということで、地域婦人会の連絡協議会、またコミュニティ連絡協議会、また社会福祉協議会から輝きネットなすしおばら等、そういったさまざまな活動団体の方が会員として参画をさせていただいております。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 市からのお金を得て、推進協議会のメンバーがいろいろな活動をしていると思うんですが、多分、去年ですか。市民活動センターの視察をしていると思うんですね。県内1回、そこでいろいろなものを見てきたと思うんですが、そういう中で那須塩原市においても、そのような拠点が必要だというような意見が出ているのか。あるいは、その辺の話し合いをしたのかについてお尋ねします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、市民活動センターにつきましては、現在、推進協議会のほうで検討をしているという状況でございます。そのために視察もしてきたということでございます。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） わかりました。積極的な意見を出していただいて、いい方向に進めてい

ただきたいというふうに思っています。

このたび、黒磯駅前が生まれ変わります。その計画の中に2つの建物があります。まだ駅前の建物は図書館という位置づけだけであって、もう一つのほうについては何となくイメージが沸くような、沸かないようなですが、具体的には至っていないのではないかなと思うんですけれども、私はその中にぜひ市民活動センターのようなもの、そういう機能を持ったものを入れていただきたいというふうに思います。市民の皆さんが何となくそこで集えるというような場所を、せっかक्तつくる黒磯駅前につくっていただけたらなと思います。

私は、過去にも何度か協働によるまちづくりによる質問をしています。そのたびに何か同じことを繰り返しているような気もいたしますが、私たちは今確実に人口が減るということを知覚して、このまちのあり方を考えなければならないのではないかと考えています。日本という国が人口の減少を将来にわたって受けとめざるを得ない、その上で本当にやるべき政策は何なのか考えていかなければならないのだと思っています。

市が均衡ある発展をするのではなくて、市民生活の均衡ある発展という考え方へ転換する必要があります。先日、国土交通大臣がコンパクトシティという言葉を使って、国土ビジョンをつくると表明をしておりました。私はこの流れに期待をしたいです。新しい公共という言葉が協働のまちづくり指針に出てきます。行政中心ではなく、市民が中心になって担う公共だと強調しています。

結局のところ、行政は丁寧に民間や市民と対話をして、コスト重視ではなくて、質を重視して民間にやってもらう、あるいは市民とともに課題解決に取り組むことでしか協働のまちづくりはできないと思うのです。重要なことは先ほども申しましたが、事業を決定する段階から行政と市民が同

じ土台で情報を共有して話し合いを重ね、決定していくことです。その後で市民ができること、行政ができることをきちんと分けて事業を進めていく、それが本当の協働のまちづくりだと思います。

市民も意識を変えなければいけません。誰かが住みやすい、安心・安全なまちをつくってくれると、そんなふうにならなくても行政にお任せ、リーダーシップは市の職員でと思っている市民とは協働によるまちをつくれなと思います。改めて協働の理念に基づき、市民参加を前提に情報共有を含めて開かれた行政を目指していただきたく、今後の取り組みに期待し、また早い時期に市民活動センターができることを願って、この項の質問を終わりにいたします。

議長（中村芳隆君） 質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時会議を再開いたします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 零時59分

議長（中村芳隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁保留の答弁

議長（中村芳隆君） ここで企画部長より発言があります。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 先ほど答弁を保留しておりました協働のまちづくりに係る職員研修の具体的内容について答弁させていただきます。

本年2月に平成25年度分として実施をいたしま

した。宇都宮大学の教育学部の陣内教授に講師としておいでいただきまして、テーマを市民との協働ということで係長職44名の参加がございました。その内容でございますけれども、協働の必要性及び行政施策事業に市民を巻き込む必要性について、市民との協働の手法、ワークショップ等についての講義が行われました。

また、同様の研修を本年7月に予定しているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） それでは、2番目の質問に移ります。

子ども・子育て支援事業としての放課後児童クラブ（学童保育）のあり方について。

昨年度、子ども・子育て支援法に基づき、那須塩原市子ども・子育て会議が設置されました。27年度からは、子どもや子育て家庭の状況に応じた支援を市が中心となり行っていくこととなります。市は既にファミリーサポートセンター、つどいの広場などを設置し、今後は待機児童解消のために小規模保育事業、認定こども園などのさまざまな事業を展開していくこととなります。

しかし、子どもたちが小学生になると、保護者不在の時間の居場所を全て放課後児童クラブに頼っているのが現状ではないでしょうか。そこで、子育て支援と児童の安心・安全の視点から、放課後児童クラブ（学童保育）のあり方について伺います。

放課後児童クラブと市のかかわり方について。

市内にある34の放課後児童クラブは、公設と民設との違いはあるものの、全て民営で開設されて

います。運営の仕方は異なっていますが、市は放課後児童対策事業として委託料、あるいは補助金として運営の支援を行っています。市は各児童クラブとどのようにかかわっているのか伺います。

那須塩原市児童クラブ連絡協議会設立と市とのかかわり方について。

2012年2月に那須塩原市児童クラブ連絡協議会が設立されたことにより、昨年度から市内のクラブが一同となって、指導者研修会や市との意見交換会、講演会などが開催されるようになったと聞いています。また、この会では放課後児童健全育成事業に関する提案書を市長宛てに提出したとのこと。この協議会の設立の経緯と、市とのかかわり方、提案書の内容について伺います。

放課後児童クラブと小学校の連携について。

放課後児童クラブは平日の放課後だけでなく、土曜日や長期休業中にも開設されています。施設は学校敷地内とは限っていませんが、小学校とは密な連携が必要だと思えます。最近は民設民営によるクラブがふえてきたことにより、下校後にクラブの車による送迎が行われて、学校や自宅とは離れたところで過ごす子どもも少なくありません。そこで、小学校では児童クラブとの連携をどのようにとっているのか伺います。

子育て支援としての放課後児童クラブのあり方について。

放課後児童クラブの設置運営は、合併前の市町においてそれぞれ違った形で行われていました。公設民営の児童クラブにおいては、現在も地域により異なった運営をしています。また、市においては27年度までに学童保育の基準を明記した条例制定が必要になるとのことです。これらの事を踏まえて、今後の放課後児童クラブのあり方について、市の考え方を伺います。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君の質問

に対し、答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） それでは、児童クラブのあり方について順次お答えをしていきたいと思っております。

まず、 の児童クラブと市のかかわり方ですが、基本的には公設、民設とも国県補助金を基本に運営費の一部を支払っており、児童数に応じた支払い金額に大きな差はございません。

公設と民設の大きな違いについて申し上げますと、まず公設につきましては、那須塩原市放課後児童健全育成事業実施要綱により、委託契約を締結し運営しております。クラブを運営する実施施設として、専用施設、また学校の空き教室などを提供しております。また、新たな施設の建設、改築、また大規模な修繕などは市が行うとともに、光熱費等の維持費も委託料に計上して支払っております。

民設につきましては、クラブ室を事業者みずからが整備、維持しており、施設整備に関し市がかかわることはございません。

以上が大きなかかわり方の違いとなっております。

続きまして、 の那須塩原市児童クラブ連絡協議会の設立経緯と市のかかわり方についてお答えいたします。

那須塩原市児童クラブ連絡協議会は、平成24年2月4日に発足をいたしました。この間、平成21年4月に西那須野地区・塩原地区の公設公営の運営方式を黒磯地区と同じ公設民営方式に統一をしたところです。そのため、各地区の情報交換や交流の必要性、統一的な活動の重要性等を鑑みまして、協議会を設立したものでございます。

現在、連絡協議会におきましては、公設の全クラブ、民設の4クラブが加入をしております。

市とのかかわりでございますが、主なものといましては、教育長との懇談会、生涯学習課との意見交換会、市長との懇話会などを開催し、児童クラブの運営に関するさまざまな提案や要望について話し合いを行っております。

続いて、提案書についてお答えをいたします。

この提案書は、生涯学習課との意見交換会及び市長との懇話会の際に提出されたものでございます。懇話会では提案書の内容を踏まえまして、市長の講話を行ったところでございます。したがって、提案書の内容につきましては、市側、また保護者、指導員に広く認識されていると考えております。その主な内容でございますが、施設整備に関する事、学校との連携強化や指導員の待遇など運営に関する事、条例制定に関する事などでございました。

続きまして、 の小学校と児童クラブの連携についてお答えいたします。

小学校の敷地内や隣接地に設置されている公設民営の児童クラブは、その小学校の児童のみが利用しております。校庭や遊具、体育館の利用はもちろん、小学校との密接な連携がとられております。小学校では、校務分掌の中に児童クラブ担当を位置づけまして、日々の連絡や情報交換、情報共有を行っております。学校だより、児童クラブだよりなどの広報紙をお互いに届け合ったり、学校行事や授業参観で子どもたちの様子を見てもらったりということも行われております。

また、小学校の管理職が児童クラブの評議員として委嘱をされ、年間の事業計画等についての説明を受けて意見を述べたり、逆に児童クラブの職員が小学校の学校安全ボランティア連絡会のメンバーとして意見交換などを行っているケースもございます。

民設民営の児童クラブとの連携につきましては、

小学校の児童クラブ担当が、利用している児童名や送迎の方法についての確認を行うとともに、小学校が利用している一斉メールに加わってもらうことで、学校からの情報が確実に届くようにしているところでもあります。

いずれにいたしましても、児童が安全に過ごすことができ、保護者も安心して預けることができる放課後児童クラブとなるよう、小学校との連携をより推進していく必要があり、市の教育委員会といたしましても支援をしてまいりたいと考えております。

最後に、の今後の放課後児童クラブのあり方についてお答えいたします。

平成24年の法改正によりまして、今年度中に児童クラブの設備や運営基準を市が条例で制定することになりました。現在、先ほど質問にありました那須塩原市児童クラブ連絡協議会から選出をいただきましたメンバーも含めまして、市、保護者、指導員が一堂に会して、条例についての研究や意見交換を行っております。

その中で今後の放課後児童クラブのあり方について話し合いを進め、課題等の共通認識を図り、今後の方向性や具体的な内容を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） それでは、1番から再質問をいたします。

市はまず運営費の一部を支払うことによって、各クラブを支援しているということなんですが、民設にしても、公設にしても同じようにということですが、運営費の支払いの基準はどのようになっておりますか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 公設、民設、それぞれ運営費の支払いの基準ということでございますが、基本的には国が示している基準、それに基づいて市のほうでも支払いを行っております。補助金等の基準につきましては、何点か要件がございますが、開設日数が250日以上であるとか、また人数要件によってもその基準額がそれぞれ異なっております。

そのほか、けが等に対する賠償保険の加入であるとか、健康診断、それぞれ基準が設けられておりますので、そちらに沿って支払いを行っているという状況です。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 那須塩原市におきましては、国の基準にということだったんですが、例えば県内の中で市が運営費についての支払いについての基準などは手厚いほうだと思っておりますか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 本市の支援が手厚いかどうかということでございますが、正直、他自治体の細かな状況については数字等を確認しておりませんので、この場でちょっとお答えはできません。申しわけありません。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 委託金と補助金の違いはございまして、多分、他の市町よりは大変きちんとして運営費として支払われているものだと思います。

それで、公設のクラブにおきましては、施設の提供を市が行っているんですけれども、全てのクラブを専用施設とするということを目指していたと思うんですね、この市は。公設クラブ21あるうちで、専用、あるいは単独の施設を持っているク

ラブは幾つあるでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 専用施設を持っているクラブ数ということですが、大変申しわけありませんが、ちょっと手元の資料を確認できませんので、改めてまたお答えしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 那須塩原の公設のクラブにおきましては、公民館の施設を使っているところが多い西那須野の地区と、あと黒磯の地区は学校の施設、あるいは中を使っているところが多いと思います。

それで、今まで那須塩原市におきましては、全ての公設のクラブを専用施設としていきたいんだというようなことのお答えがあったと思うんですけども、現実といたしまして大変危険なところ、あるいは専用ではないところがあります。その整備計画はつくってありますか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 施設の整備計画ということでございますが、現在、関係団体と条例等の整備も含めて検討を行っている中で、今年度中に施設の整備計画というものを改めて策定をいたしまして、来年度以降の対応に向けて進めていきたいというふうに考えております。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 市では公設民営のクラブを次々に新しくきれいにしていると思うんですけども、ことしの予算の中でも埼玉小学校、それから稲村小学校の計画が出ております。残るところはいろいろあるんですが、私のすぐ近くの東原小学校、大変危険なところであるんですね。でも、いつまでたっても何かできないのですが、そ

の辺の整備計画きちんとつくっていただけるということによろしいですか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） ただいまお話のありました東原地区につきましては、確かに体育館の2階をご利用いただいているというような状況もございまして。今回、整備計画を策定する中で、その施設の立地の条件であるとか、状況、また優先順位等も明確にしなが、計画的に整備に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 児童クラブにつきましては、保育園と違っていて、公設であって民営だということで、とても市のかかわりは難しいと思うんですけども、先ほどの答弁でもありましたように、運営費の補助についてはまあ、それはもっと多いほうがいいんですけども、充実していると思うんです。けれども、施設のほうの充実につきましては、やはり子どもたちの安心・安全の面から、あるいは保護者がやっぱり安心だということから、ぜひこれは計画を立ててやっていただきたいと思うんです。

稲村につきましても、多分もうできていくと思いますので、あと大原間が少し狭いようなんですけれども、その辺も含めまして計画をきっちり年次別にどこの学校というのはつくっていただけたらいいなと思います。

次に、民設民営についてなんですけれども、民設民営なので市は関係ないというふうではないと思うんです。補助金を出しておりますので。市のかかわり方について、積極的な定員増、あるいは企業参入によるクラブをつくるということについてはどのように考えておりますか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 民設クラブにつきましても、やはり子どもの放課後の居場所対応ということで、それ相応の必要性というのは理解しております。

ただ、そういった中で設置する施設の基準等も示されておりますので、そういったものを十分把握していただきながら、基準に沿ったものを整備し、子どもたちの安全・安心、また居場所確保というものに向けて進んでいただけるよう、こちらからも要望と指導はしてまいりたいというふうに考えております。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） ぜひそのようにしていただきたいと思います。

今、市内のクラブ、定員を足しますと1,500ぐらいになると思うんですね。これから6年生までを受け入れなければならないとなると、定員増が必要になりますし、1人当たり1.65㎡を確保するという、その辺についても大変手狭になるところがあると思うんですが、市としてはどのようにそういうところとかかわっていくのか。先ほどの整備計画の中にそういうものをきちんと入れて、例えば5年後の計画みたいなどころまでをつくらせていただけるのかどうかの確認をいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） ただいまお話にありましたように、来年からは6年生までという年齢幅が広がるわけですが、昨年度、そういった4年生から6年生にかけての保護者の方に対して意向ニーズ調査というものを実施しております。その中で、やはり数字的には相当の保護者の方が子どもたちの居場所ということで放課後児童クラブを考えていらっしゃるようでございますので、そうい

った部分の数字もいただいておりますから、そういったものを各児童クラブごとに整理をし、必要な施設の規模であるとか、そういったものを積み上げながら、優先順位等を定めて対応していきたいというふうに考えています。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 本年度の当初予算から行きますと、放課後児童クラブの対策費2億2,900万4,000円だったと思うんですね。児童福祉の予算が73億、ことしとても多いのはいろいろあるんですけども、この予算の中で施設の建設及び補助、委託を行っているんですが、これから6年生までを受け入れるようになると、どうしても指導員が不足してきたり、あるいは施設が足りなくなるということで、来年度は大幅に予算をアップしなければいけないと思うんですが、その辺、まだ少し早いかもしれないんですが、27年度予算の中では、この予算のアップをどのように考えておりますか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 来年度の予算ということですが、先ほどの繰り返しになりますが、整備計画なるものを今後整理していく中で、やはり優先順位をもとに必要な施設の整備、また運営に係る経費については積み上げを行いながら、予算の中で精査をしていきたいというふうに考えております。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 27年度から新しい条例をつくってやっていかなければいけないということなんですが、今もう26年度が2カ月、3カ月ぐらいになるんですが、何か具体的にこういうものというものはないんでしょうか。これから、これからということだけなのですか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 来年の4月からということでございますので、もう1年を切っているという中で、先ほど申しましたニーズ調査も含め、現在の施設の状況、そういったものを把握しながら、最低必要な経費というものはもちろん出てくるというふうに考えておりますので、その辺をもう一度整理をしながら、やはり秋の予算要求に向けて、その辺をできるだけ皆さんに理解いただけるようにしながら、積み上げ要求をし、来年度以降の整備に充てていきたいというふうには考えております。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） それでは、それは来年の当初予算に期待をしたいと思います。

次に、2番目のところの那須塩原市児童クラブ連絡協議会の設立と市のかかわりについてなんですが、まずこの連絡協議会をつくった経緯なんですけれども、これは市のほうが主導してつくったのですか。それとも、児童クラブの保護者の方、あるいは指導員の方からこういうものをつくっていただきたいということで後押しをしたのでしょうか。その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 今回の連絡協議会の設立でございますが、合併後7年が経過したという流れの中で、それぞれ運営方法が違っていたという状況もございましたので、やはり今後同じ方向で進めていきたいという考え方の中で、もちろん市のほうもある程度の働きかけはしておりますし、その団体自身からもやはりそういうような、市民に対して公平な運営という考えの中で、双

方がある程度、考え方が一致したということで設置をしたというふうに考えております。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 先ほどのご答弁の中で、西那須野地区と塩原地区の公設公営のクラブが21年4月から公設民営にしたというお話がありました。もともとこれは公設公営で行っていたものなんですけれども、黒磯と同じようにとお答えになったと思うんですが、黒磯の場合の公設民営と、西那須野・塩原地区の公設民営は同じような運営だと考えてよろしいんですか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 基本的には同じ形で運営できるようにしていきたいというふうに考えております。やはり、これまでの運営の経緯とかそれぞれでございますので、現時点で全てが同じになっているというふうには認識はしておりませんが、できるだけ同じような形で運営できるように指導していければなというふうには考えています。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） それでは、ちょっと伺いたいですけれども、黒磯はどのように運営しているのか。それから、西那須野・塩原地区はどのように運営しているのか。同じ民営でも、今のお話ですと余り変わらないような受け取り方になったんですが、その辺の説明をお願いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 大変申しわけありませんが詳細についての運営の細かな部分についてはちょっと手持ち、また私としても認識がちょっとまだ浅いものですから、再度確認をしてお答えをしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 確認をしていただいている間に質問時間がなくなりますので、私のほうで説明をいたします。すみません。

黒磯地区におきましては、公設民営なんですけれども、全部それぞれの保護者が運営をしています。初めからそういうふうになっております。ですから、学校によりまして運営の仕方違いますし、それから親が払うお金も7,000円のところもあれば、1万円のところもあると。西那須野と塩原におきましては、民営にするときになかなかそういうことがうまくいきませんで、西那須野地区、先ほどお話が出ましたけれども、西那須野地区児童クラブ運営委員会というものをつくりまして、そこが一括で運営をしております。ですから、クラブに払うお金は6,000円で統一されておりますし、指導員を雇うのも、指導員をやめさせるのも、それから親御さんが児童クラブに入りたいと申し込みをするのも、全て西那須野地区児童クラブ運営委員会で行っております。

大変違うようになっているというのが現実で、ごめんなさい、ここでそんなことは言いたくなかったんですけども、お答えがなかったものだから、それがわかっていただけていないと次の質問ができませんので、大変申しわけない、僭越だとは思いますが、説明をいたしました。それで、そのことはわかっていらっしゃるんですね。

質問に戻るんですけども、そういう西那須野・塩原地区と黒磯が全く違うのに、そういうクラブの連絡協議会ができたということを私はとても評価をしたいと思ってこの質問を出していたんですけども、今、何か一緒にしたいというようなお話でしたので、とてもびっくりして聞いているんですけども、市のほうではそうすると黒磯の公設であるクラブを全部一つで運営をするとい

うようなことを考えていらっしゃるんですか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 先ほど私が申し上げました同じようにしていきたいというのは、運営の個々の運営の内容をできるだけ統一をした形に持っていければ一番子どもたちについても公平な見守りができるかなというふうな意味合いで申し上げたものでございまして、地域ごとの協議会、連絡会なりを設けて、同じような仕組みでということではございません。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 先の質問があるので、余りここで時間とりたくないんですけども、個々の運営が黒磯では全く違うようになっているんだと思うんです。つまり、保護者の払うお金も7,000円、8,000円、9,000円と違いますし、西那須野と塩原は6,000円と決まっている。あとは指導員の雇い方も月給のところもあれば日給のところもある。塩原と西那須野につきましては、もう一括で時給なり、日給なりというふうに決まっていて、私から見ると、運営の仕方がいい悪いではなくて、違うようになっているんですね。

それを市が同じ方向でいきたいというような考え方だとすると、かなり運営にかかわらなければいけないような気がいたします。

確認したいんですが、全て市の公設民営の児童クラブに関して、最後の質問にも重なってくるんですが、一つの方向にとりあえず運営をしていきたい。例えば、指導員の位置づけ、待遇、それから保護者の払う負担金というんでしょうかね。そういうものにもかかわっていききたいというふうに受け取ってよろしいんですか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 市のかかわり、また運営の方法ということですが、統一的にというような一つの方向でというふうに先ほど私のほうでは答弁いたしました、中に入っている子どもたちというものを基準に考えてお答えをしたつもりでございます。

やり方については、それぞれやはり今までの経過等もございまして、一概に全て同じものということにならないというのもある程度は認識しておりますが、できるだけ子どもたちにその保育に係る内容については、同じような方向に持っていければというのが基本的な考えでございます。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） そういたしますと、市のほうでは何が問題だと考えていますか。一緒に子どもたちのためにということで、何が不足しているのか、どこを直さなければいけないのかと思っております。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 個別に不足しているもの、何を改善すべきかという部分につきましては、今後それぞれの運営の方法であり、内容についても、やはり精査していく必要があると思っておりますので、そういった部分はこの連絡協議会も含めて、これから運営内容も確認をしながら、特に問題が出てくるような運営があるとすれば、そういった部分についてはやはりしっかり指導なりをしていけるようにできればというふうに考えています。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） それでは、お尋ねします。今年度、西那須野地区の児童クラブの中では、指導員の方が異動しました。そういうことがありましたし、それから解雇という言葉でいいのかど

うかわからないんですが、やめるという事態が起きています。その辺についてはどういうふうにご検討いただいておりますか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 西那須野地区で指導員の方がやめられたというようなお話でございますが、それぞれ運営の仕方の中で、結果的にそういうことになってしまったというのは、話では私も聞いておりますが、やはりそういった指導員のあり方も含め、運営全体については、やはりある程度調整しながら、しっかりした形でクラブの運営に携われるように、やはりそういったところの調整なりは考えていく必要があるのかなというふうには思っています。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 児童クラブの連絡協議会ができたことについては、先ほども申したように大変よいことだと思うんですね。いろいろ連携もできますし、意見交換もできますし、市長とか、生涯学習課の方々との話し合いができたり、研修をしていただいたりと、それは積極的にこれからも評価をしていますし、進めていってほしいと思うのですが、これから国のほうがもう児童クラブを積極的に、今お金も出す、そして定員もふやすと言っているのはチャンスなので、ぜひ問題のある点、私を感じるのは多々あります。建物の問題もありますし、指導員の質の問題もございまして、お金の問題もあります。その辺のところをきちんとわかっていただきまして、その辺はこの連絡協議会と連携もとっていただいて、いい方向に持っていっていただきたいというふうに、これは希望いたします。

3番目の学校との連携につきましては、密接な連携をとっているというお話だったんですが、そ

れでは学校の先生方と指導員の方々の中で、小学校へ上がるときに交流とか、あるいは子どもの問題のあるお子さんも、先ほどの質問もありましたが、何人もいらっしゃるの、その辺のところは直接お話を、意見交換なり、申し送りをしてあります。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 現在、34、35のクラブの中で、やはり障害をお持ちのお子さんとか、そういった方々もごくわずかではありますが入園しております。そういった子どもたちの普通の行動であるとか、そういったものについては各指導員も含めてクラブのほうには細かい情報として提供しております。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） それは文書でなく、直接、学校の中にあるクラブについては、その学校の先生方とお話をしているということによろしいんですか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） ケース・バイ・ケースになってくると思うんですが、口頭で十分伝えられるケースもありますし、ある程度、資料という形でその行動なりも精査したものでお伝えすることもございますので、ケース・バイ・ケースで対応しているということでございます。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 保育園を卒業した子どもたちが、小学校へ入学する間というのが半月ぐらいあります。その間というのは、学校へ入学する前に学童保育に通うという子どもたちがおります。その辺のところが大変指導員の方は大変でありまして、子どもの状況がわからないのに受け入

れなければいけないということがございますので、ぜひその点の連携はとっていただきたいと思えます。

それから、次に小学校では校庭や体育館などを使わせているということなんですけれども、かつては放課後の子どもについては、学校は責任を負わなくていいんだというような考えがあったような気がするんですね。今はその辺をどのようになっているのか。下校後においても敷地内にあるクラブで体育館を使ったり、校庭を使ったりというようなときに、何か事故が起きたときには責任はどこにあるのでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 名前に示されるように放課後の児童クラブという位置づけがまず前提になるかと思えます。そういった中で学校の施設を利用するという場合、万が一けが等があったというようなことについては、それぞれ施設の管理責任というのはもちろんございます。ただ、遊んでいる中でのけがとか、施設に起因しないような原因でけがをすとか、そういったものも現実にはあるかと思えます。そういった部分については、やはりクラブのほうの責任というのももちろん出てくるというふうに思っておりますし、そういった意味で国の補助の基準として、やはり保険に加入するであるとか、そういった部分もやはり示されているのかなというふうに私どもは考えております。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） これから6年生まで入ると、学校の施設内にあるクラブについては、大変子どもたちがそこに通っている子どもふえてくる。今、災害のことがいろいろ問題になっておりますけれども、大きな災害が起きたとき

に、先ほど一斉メールをしているということだったんですが、それを全てが一斉メールでうまく児童クラブの子どもと親とがうまくいけるのか。あるいは、民間の施設がふえておりまして、学校区以外のところに通っている子が多くなっています。そういう子どもに対しては、どういうふうに関連をとるのかについては、学校と各クラブでの話し合いとか、マニュアルはできているのでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 特に民設の子どもたちの災害時の連絡体制ということでございますが、先ほどもちょっと答弁にありましたように、そういった民設クラブの方については、もちろん指導者も含め、一斉メールという学校で利用している情報伝達の手段をぜひそちらに加入していただくということで、ある意味お願いをしているということで、民設の施設であっても、できるだけスムーズに災害時等の情報が伝わるような対応をしていきたい。

ただ、マニュアルがあるかということでございますが、そこまできちとしたものが整備されているようなものは現時点ではございません。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 那須塩原市児童クラブ連絡協議会、前の質問のところでお聞きしたんですが、この中で民設のクラブは4つ入っているというお答えだったと思うんですね。民設のクラブはもっとたくさんありますけれども、こういうところに民設の方も入っていただければ、いろいろな意味で連絡が強化されるというか、緊密な連結がとれたり、市からの連絡もここ1本で済むようになると思うんですね。

確かに、この連絡協議会は民間のものではあるかもしれないんですけども、市としてはこのせ

っかくできた連絡協議会に、民設民営のクラブも入っていただけるような、そういう働きかけはしているのか、あるいはこれからしていきたいと思っていられるのかについてお尋ねいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 現在、民設で4クラブ加入ということでございます。やはりそれぞれの目的というのは、子どもたちの放課後の居場所づくりであるとか、そういったところが主たるものとなっておりますので、この連絡協議会においても、できるだけ多くの民設クラブの方が加入していただいて、子どもたちの安全も含めて守れるような体制が整えられればということで、今後働きかけについては検討してまいりたいというふうに考えています。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） その辺につきましても、ぜひ今もう民設が14になりましたよね。まだふえていく可能性はあるような気がいたしますので、ぜひ許認可があるのかよくわからないんですが、この児童クラブを設立するとき、民営がつくる時というのは、市は設立の許可とか、その辺のところには関与するんですか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 設立に当たって、行政として、市として直接的なかわりというのは現時点ではございません。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） そういたしますと、多分届け出制か何かで、補助金をいただかなければいけないわけですから、届けがあると思うんですね。

そのときに、これは今後の問題になっていくん

ですけれども、都会では非常に粗悪なというんですか、やっぱりいろいろな児童クラブができておまして、値段もピンキリではあるんですけれども、那須塩原市にあっては地方なので、余りそういうことは心配はないかもしれないんですけれども、今までは届け出があって、1年間見てきて、それでよければお金を出すみたいな形だったと思うんですが、ぜひそういうときに1年たったときに、そういう連絡協議会にもお入りくださいみたいなものを一言つけ加えていただいて、子どもたちは民設民営だろうが、公設民営だろうが、学校と家庭をつなぐ間のやっぱり生活の場としてそこで過ごすわけですから、その辺は市のほうで民営だから関与できないというのではなくて、その辺のところは、そういうお話をしていただいて、いい施設がたくさんできるということを私は望みたいと思います。

もう一つ、学校とのかかわりにつきましては、先ほど校務分掌としてあるということなんです、学校の先生たちは学童保育について、たくさん関心があるのでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 学童につきましては、折りに触れて私も校長会議等を通しましていろいろ話をさせていただいております。当然のことながらスムーズな連携が図られるように、情報を共有化していくことがとても大切であろうということは、もう学校においても、私たち教育委員会事務局におきましても、それは同じ思いでっております。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 少し前までは4年生以上だと皆さん部活に入られて、学童保育に行かないという子どもは余りいなかったと思うんですが、

今は部活もなかなか入らない子どもも多くなっておりまして、どうしてもクラブを利用するお子さんもふえておりますので、ぜひ学校の先生方も、ほとんどの方は関心を持っていられて、学校の中にあるところにつきましても、公民館にあるところにつきましても、あるいは民間についても、関心を持たれてはいると思うんですが、一部の先生たちにはそうではない方も見受けられるような気がいたしますので、より一層の学校の中での学童、児童クラブの位置づけと申すんでしょうかね。そういうところとの連携はとっていただきたいというふうに思います。

最後に、あり方についてということなんですけれども、今、市では放課後児童クラブを担当している専任の職員は何人いらっしゃるのでしょうか。児童クラブについての担当は前は子ども課にあった時代もありますし、今は教育委員会、生涯学習課の中にあるんですね。厚生労働省が所管しているとか、健康福祉センターが関係しているというようなことで、何となく民生部門かなというふうに思いつつ、今は生涯学習課にあると思うんですが、このクラブを担当していらっしゃる職員は何人いらっしゃるんですか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 直接の担当といいますが、課という組織の中でやっておりますので、課長と補佐兼係長、それと担当の職員が2名ということで、現実的には4名体制を基本に各クラブの運営についても確認をしているところです。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 数をカウントすればそういうふうになるんでしょうけれども、専門で4人がやっているのではないんだと思うんですね。それで、改めて子ども課にない理由をお知らせく

ださい。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 特に行政の縦割りということではありませんが、小学校の放課後児童クラブという一つの位置づけの中で、特に教育委員会の中で小学校、中学校等を所管しておりますので、直接的に学校との関連というものもちろんございます。そういった中でやはり教育委員会、生涯学習課において現在は担当しているということで整理しています。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 児童クラブのことをいろいろお聞きいたしましたけれども、今、時代が動いていると思うんですね。放課後児童クラブは子どもたちにとっては毎日の生活の場だと思います。働きながら子育てをする家庭を支援する制度でもあります。

ここに子ども・子育て支援としての放課後児童クラブの存在価値があるんだと思います。子どもたちが信頼できる指導員とともに、安心して安全に過ごせる、そしてそこで生活ができる、そういうことに対して、やはり基本的な生活への配慮が欠かせない施設だと思います。

保護者が安心して働き続けることができるためには、保護者と指導員との継続的な連携や協力が大変必要になってきます。お互いに子どもへの思いや願いが交流することが大切なことですので、そしてもちろん小学校との連携は本当に欠かせないことになってきます。

市ができることの中に施設の整備がありますけれども、危険な施設や手狭なクラブについては、本当に早く改善をしていただきたいと思います。整備計画を示してほしいと思います。そして、指導員の中には学生のアルバイトがたくさんいます。

大学生が含まれています。資格のない非常勤の助手的立場の指導員も多いです。指導員の研修を今されているんですけども、そういうものをより一層充実させていただきたいと思います。

加えて、保護者に対しては預けっぱなしということではなくて、子育ての一部ということで主体的にかかわっていくことも含めて、放課後児童クラブの存在意義をわかってもらうための講話なども市として続けて行ってほしいと思います。

子育ては休みがありません。15歳、あるいは18歳まで途切れのない成長をして、子どもたちは大人の仲間入りをしていきます。保育園や幼稚園、小学校に比べて、日の当たり方の少なかった放課後児童クラブに対しての市の一層の支援を行っていただきたいことを強く願って質問を終わりにいたします。

大変ありがとうございました。

議長（中村芳隆君） 以上で、20番、山本はるひ君の市政一般質問は終了いたしました。

若松東征君

議長（中村芳隆君） 次に、19番、若松東征君。
19番（若松東征君） 午後の3番目の番が来ました。ちょうどここで少し眠さも来たのかなと思うんで、私の質問の中で深呼吸をしながら、落ち着いて聞いていただきたいと思います。

では、議席番号19番、五峰クラブ、若松東征。第1回目の質問に入ります。

きょうは1項目めに教育行政について、2項目めに道の駅についてと2つのものを質問させていただきます。

1項目め、教育相談事業についてお伺いいたします。

児童生徒の心や行動の問題について、本人、保護者及び学校への適切な支援を行い、児童生徒の健やかな成長と将来の自立を促進するため、市の施設において、さまざまな相談事業を行っていると思うが、以下の点についてお伺いいたします。

那須塩原市における不登校児童生徒の状況についてお伺いいたします。

サポートセンター、ふれあい、あすなろ、もみじ、宿泊体験館メープルで実施している事業内容についてお伺いいたします。

各施設では、指導主事、事務職員、教育相談員及びカウンセラーをそれぞれ何名配置し、組織しているのかをお伺いいたします。

宿泊体験事業の主な効果及び利用者、児童・生徒・保護者の反応についてお伺いいたします。

宿泊体験館メープルにおいて、那須塩原市以外の不登校児童生徒を受け入れる考えがあるかどうかをお伺いいたします。

宿泊体験館メープルを不登校児童生徒に対する新任教員の研修の場として利用する考えがあるかお伺いいたします。

これで第1回目の質問といたします。よろしくお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 19番、若松東征君の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） それでは、教育相談事業につきまして6項目にわたりましてのご質問ですので、順次お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、本市におけます不登校児童生徒の現状についてでございますけれども、平成25年度の数字を申し上げますが、小学校におきましては20名、全体の割合からしますと0.30%、中学校におきましては149名、4.31%でございます。これは

いずれも年間30日以上欠席をしたという、そういう児童生徒についての数でございます。

次に、本市の児童生徒サポートセンター、ふれあい、あすなろ、もみじ、宿泊体験館メープルで実施している事業内容についてお答えを申し上げます。

まず、児童生徒サポートセンターの主な事業内容でございますけれども、児童生徒、あるいは保護者、さらには教員からの相談対応やカウンセリング、適応指導教室の統括、心の教室相談員や市カウンセラーを活用した学校支援、こういったものを行っております。

適応指導教室のふれあい、あすなろにつきましては、各学校から届けられます教材を使いましての学習、それからスポーツ活動、自然体験活動等、こういったものを行っております。また、定期的な面談も実施をしまして、学校復帰に向けた支援を行っているということであります。

宿泊体験館メープルにつきましては、宿泊や季節に応じた活動プログラムを集団で行うチャレンジ体験、それから親子や親同士の交流を目的とします親子宿泊、日帰り体験などで、合わせて49種類のプログラムを現在実施しております。

続きまして、本市の各施設での職員配置、組織のご質問でございますけれども、児童生徒サポートセンターには、市の職員が1名、担当の指導主事1名を配置しております。

また、学校の依頼を受けて引きこもりの児童生徒宅を家庭訪問し、生活改善や登校、適応指導教室への通級への働きかけを行うために、教育相談員を2名それぞれ配置しております。また、2つの適応指導教室、ふれあい、あすなろには、それぞれ中学校籍の教員が教育専門員として1名ずつ、さらには教育相談員を3名ずつ現在配置しているところであります。

宿泊体験館メールにつきましては、館長1名、教育指導員6名、寮父母2名の合計9名の職員を配置している状況でございます。

次に、の宿泊体験事業の主な効果及び利用者の反応についてのご質問でありますけれども、塩原の自然を生かした個々に応じたプログラムを体験することによりまして、豊かな情操を育み、心のエネルギーを高めることにつながっているものと、こう思います。

その結果、平成25年度におきましては、45名の児童生徒がこの施設を利用いたしましたけれども、部分復帰、完全復帰を含めまして、利用しました45名の児童生徒全員が学校復帰を果たしているというような状況でございます。

次のの宿泊体験館メールにおいて、市外の不登校児童生徒を受け入れる考えがあるかというお尋ねでありますけれども、これにつきましては平成24年12月5日の市政一般質問の再質問でもお尋ねがございまして、お答えしたとおり、現在のところその考えはございません。

最後に、の宿泊体験館メールを不登校児童生徒に対する新任教員の研修の場として、利用する考えがあるかというお尋ねでありますけれども、平成21年度から市内の小中学校の教職員初任者の研修といたしまして、この施設を見学したり、それからこの施設で行っております体験のプログラム、学習プログラム、こういったものを実際に初任の先生方に体験をしてもらおう研修を実施しております。

ただ、この場面で施設を利用している児童生徒との直接のかかわり、これはございません。

以上であります。

議長（中村芳隆君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時07分

議長（中村芳隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁保留の答弁

議長（中村芳隆君） ここで教育部長より発言があります。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 先ほど山本議員の質問の中で保留しておりました児童クラブの専用施設の数ということでございますが、現在、専用のものを持っていないというところは市内で4カ所ということでつかんでおります。

失礼しました。

議長（中村芳隆君） 19番、若松東征君。

19番（若松東征君） 先ほど教育長から答弁いただきましてありがとうございます。

ちょっと2回目の質問に入るんですけども、について、もう一度、不登校児童生徒の現状について、ちょっと聞き漏らしてしまったもんですから、再度答えをお願いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） それでは、お答え申し上げます。

平成25年度の数字でございますけれども、不登校の児童生徒、小学校で20名、中学校では149名

という数字でございます。

議長（中村芳隆君） 19番、若松東征君。

19番（若松東征君） わかりました。

2回目の質問に入りたいと、今で再度答弁をいただきましてありがとうございます。25年度に小学校で20名、中学校で149名という、この中学校でこういう不登校というものがこれだけ多くなるという、何かそこに対しての原因というもの、学校にあるんだか、家庭にあるんだか、友達にあるんだかと、そういうものがもしわかりましたらお願いしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 実は学校から毎月欠席に関する資料の提出をいただいております。月4日以上欠席があった者については、その要因等についても、あるいは学校がどうかかわりを持っているかということについても含めて報告いただいておりますけれども、なかなかその不登校の児童生徒の背景にあるものというのは、なかなか特定することは難しい、複合的ないろいろな要因、それから一人一人非常にケースが違いますので、なかなかこれというふうにくっってお答えを申し上げることができないということをお許し願いたいと思います。

議長（中村芳隆君） 19番、若松東征君。

19番（若松東征君） 教育長の答弁でなかなか個人的に難しいという答弁をいただいたんですけども、私いろいろなところで、普通の格好で学校へ行ったり、通学時間に歩いたり、部活の帰りの時間をねらって歩いたりしているんですけども、今の教育の中で、例えば朝練、結構早いですよね。早い子は6時前後かな、もう自転車でおはようございますと行く。行く子はいいとして、今度は帰りも結構おそくなる。授業の中で朝練をや

って、授業をやって、授業終わってそれから部活ですよ。それに加えて親御さんが迎えに行くと、車の中で愛情こもったおにぎりか、どこかから買って来たおにぎりか知らないけれども、それを食べながら今度は塾に行くと、こういう生活の中で、これに耐えている子がどのくらいいるのかななんて思ったものですから、一応どこの学校へ行っても挨拶はしなさいというスローガンがありますけれども、時々、同じ時間に同じところを通るんですけども、挨拶しない子はこちらから挨拶したって、にらめる覚悟で行くけれども、学校のそばに行くと挨拶するんですね。

それは別だとしても、そういう何かの要因で中学校になると149名という現象も起きてくるのかなと思うんですけども、小学校では20名程度、だからそういう学校、家庭、友達、部活、そういうものを含めてもうちょっとこの問題は教育長考えてみたらどうなんでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 確かに中学校に入ってから、この数というのは月を追っていきますと、実は5月、それから夏休み終わった9月が非常に注意をしなければならない月だというふうに私たちは思っています。それは統計的にそのあたりでふえ始めるということですね。それは一つには中学生になりますので、当然思春期に入って、いろいろな思いを子どもたちが持ちながら生活をしていくという中で、さまざまな問題に向かうエネルギー、それが少なくなってきてしまって学校への足が遠のくというケースも多くあるのかなというふうに思っております。

いずれにしても子どもたちにとりまして、子どもの生活のペースがありますので、そのペースをどういうふうにつくっていったらいいのかとい

うことも考えなければならないのかなというふう
に思っております。

議長（中村芳隆君） 19番、若松東征君。

19番（若松東征君） ぜひ教育長、その辺も検
討しながら、ぜひ不登校児童生徒が少なくなるよ
うに期待して は終わりとさせていただきます。

続きまして、 の2回目の質問に入らせていた
だきたいと思います。

先ほど教育長からる説明がありまして、納得
はしたところなんでございますけれども、それぞ
れの今一番、私ちょっと疑問に思っていたのが、
錦町に1施設ありますよね。あそこは今も生徒を
預かって、あそこでいろいろな先生方とか指導員
の教育をしているのかなと、私個人的に勘違いし
ていたもんですから、その辺もうちょっと詳しく
説明していただきたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） お尋ねの施設は児童生
徒サポートセンターのことかなと思いますが、あ
そこには複合施設というんでしょうか。適応指導
教室も一緒に設置してありますので、あそこにふ
れあいという適応指導教室が入っております。で
すので、当然あそこには子どもたちも通級してき
ております。ですので、先ほど申し上げましたよ
うに、適応指導教室や、あるいは宿泊体験館メー
プル、それから心の教室相談員、カウンセラー、
そういったものを統括している部門と一緒にあの
建物の中に入っているというふうにご理解いた
だきたいと思います。

議長（中村芳隆君） 19番、若松東征君。

19番（若松東征君） 了解しました。

なぜかという、あそこに元市役所の退職した
職員が私のところへ来て、一回体験に行ったら何
か教えてくれないかなんて言われたことがあるん

ですよ。行きましたら、ここに来ている子どもたち
は人と話するのが嫌い、人と触れ合うのが嫌い
ですから、話をしないでくださいと言われて、入
ってびっくりはしましたんですけども、そのう
ちいろいろやっていたら、午後になっていま
したらかなり親近感が生まれて、かなりいい方向
に行ったような気がするんです。私に言ったら、
物づくりを教えたもんですから、そうしたらある
元気のいい昔で言うダボズボンみたいなのはいた
元気のいいお兄ちゃんが来て、「おじさん、俺お
っかあに持って行ってやる」って、「お前おっか
あってどういうことなんだ」なんていう雑談をし
ながら照れてこんなことをしていましたけれども、
ただそういうものの中でやっぱり今挙げてもらい
ました4つの施設の中の適応指導という形の3つ
の施設の中にも、そういう民間のボランティアで
もいいし、そういう起用することは可能なんです
か。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） ご協力いただきまして
本当にありがとうございます。

あそこに通ってくる子どもたちですけれども、
いろいろなケースがありますし、多くの場合には
やはり人とのかかわりがうまくできなくて、苦手
なケースも多くありますので、多分そういう話に
なったのではないのかなと思います。ですけれど
も、一旦心を開けば、本当にいろいろな人と素直
にかかわりを持てる子たちでありますので、活動
の幅を広げるという意味では、そういったさまざま
な体験活動ができるような支援をいただくこと
は大いに私たちとしては歓迎することだろうと思
っております。

ただ、責任を持って接するということについて
は、逆に非常に細心の注意を払うというんでしょ

うか、そういったこともございますので、その部分については慎重に考えていかなければならないと思っております。

議長（中村芳隆君） 19番、若松東征君。

19番（若松東征君） ありがとうございます。では、慎重に考えて、そういうものも考えていくと、なぜかという、生徒から言うとなんが原因かわからないですけれども、先生が嫌いで不登校かもしれない、勉強が嫌いとか、友達がと、一番ふざけて遊んでいる中にぼろっと出ますよね。そういう聞き出す話術も必要なのかなと思います。ペーパーどおりの、メニューどおりで、宿泊体験館メープル以下3つの施設が同じようなカリキュラムでやるんじゃないかと、その生徒、家庭、また受けた教育と育った環境違いますよね。

特に違うというのは、いろいろ事情があって母親一人とか、父親一人とかという形もありますよね。その中でいかにかわりの父親になれるか、母親になれるかという、そういう指導も必要なのではないかなと思って、子どもたちから受けたものがありました。

そんな形で教育長も前向きに考えてくれそうなので、その辺もよく検討して、ボランティアでもそういうところに入る方も責任を持ってやれるような体制、民間も、いい子を育てていきたいという願いのもとで質問をいたしました。

については、これはもう教育長にお任せをしまして、に入らせていただきます。ありがとうございます。

については、これもいろいろ聞きまして、ああすごいなと思いましたけれども、一番疑問に思うのは、宿泊体験館メープルということで、指導主事、事務職員、教育相談員、カウンセラーということで、それに寮父母ということで9名ということが出ていまして、この9名の日常の組織の流

れ、内容、子どもに対する接し方とかといろいろあると思うんですけども、この9名が今現在どんな形で、先ほど説明を聞きましたけれども、もうちょっと細かく伺いたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 宿泊体験館メープルの職員の仕事の内容のお尋ねかと思います。

館長につきましては、当然施設の責任者という形で統括をしております。教育指導員6名につきましては、この施設を利用する児童生徒への直接のかかわりを持つ担当ということでございます。また、寮父母につきましては、施設に住み込んでいただいております。食事の世話等をしていただくということになっております。常時、児童生徒がそこに来ているというわけではありませんで、児童生徒がこの施設を利用していない時期につきましては、活動プログラムのための実地踏査をしたり、あるいは教材というか、活動のための道具というんでしょうか、そういったものを準備したり、あるいは場合によっては各学校に出向いて宿泊体験館メープルについての周知を図ったり、また最近大変多いのは、日帰りでこの施設を利用してくれる、そういうケースも大変ふえておりますので、そういった対応にもかかわっているということでございます。

議長（中村芳隆君） 19番、若松東征君。

19番（若松東征君） わかりました。

そうすると、サポートセンター、ふれあい、あすなる、もみじ、宿泊体験館メープルということで、現在この4つの施設で利用している児童生徒は各施設ごとにもしわかれば人数をお知らせしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） すみません、失礼しました。

先ほど申し上げましたように、宿泊体験館メーブルについては不定期の利用となりますので、常時という数字は申し上げられませんが、適応指導教室につきましては今手元にあるのは前年度、25年度の数字でありますので、それをお伝え申し上げますけれども、あすなるにつきましては……申しわけありません、月の集計ですので、年間の数字についてはちょっと申し上げられませんが、実は通年で確定した数字でやるわけありますので、例えば去年の5月末現在ですと、あすなるのほうには3人、ふれあいのほうには4人、それからたまたまこの時期はメーブルを利用している生徒がおりまして1名利用しているというようなことで、月ごとにその利用する生徒の数は多少変動するというようなことであります。

議長（中村芳隆君） 19番、若松東征君。

19番（若松東征君） 少人数でよく指導ができるのかなと思う面、ちょっと空いた時間があれないのかなと、本当はゼロのほうが一番いいなと思いますけれども、了解いたしました。

では、はこれで終わります。

に入らせてもらいます。先ほどもる説明をいただきまして、組織の中、それといろいろ聞きましたけれども、なかなかこういう施設の中でこの地域にも子は宝ということだと思うんですね。そういう子どもさんがいないために、定住自立何とかというのも立ち上げて、一生懸命やらなくてはならないという状態の中に含まれていて、もしこういうものが全国どこでもあると思うんですけれども、そんな形の中で組織力がうまくいって、そんなもので私思うのには、なぜ他市町村にこだわるのかなと言うと、仲間同士で会うよりも、例えば今私も個人的にボランティアをやり

まして、例えば北のほうの子どもたちと、うちのほうの東のほうの子どもたちを合流させると、そんなに違和感がないんですね。一日自然事業をやってみるとすごく明るくなって、すごく生き生きして、ある先生が子どもたちの手紙を持ってきてくれたりと、そういう実践の流れの中で言っているものですから、確かに那須塩原市の児童生徒のそういう子どもたちをゼロにすることが目的だと思うんですけれども、やはり違う方と交流したことによって、また違う意味が生まれるのかなと思うんですけれども、教育長の答えをお願いします。議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 宿泊体験館メーブルを市外の子どもたちにも開放できないかというお尋ねであろうかと思いますが、実は県の事業で年に一度、適応指導教室に通っている子どもたちを対象にして、2泊3日のキャンプを行っております。そこに参加できる子どもたちは、それなりの実はエネルギーを持っているから参加できるわけでありまして、そこまでたどり着けない、行けない、まだエネルギーが十分ないという子たちにとっての活動の場を提供するという意味では、大変宿泊体験館メーブルというのは大いに役割あるのかなと思います。

つまり、一人一人のペースに応じて学習プログラムを組んで、最短でも2泊3日、あるいは1泊というケースもありますし、最長で2週間近くそこに滞在することも可能であります。それは全てその子の状況に応じたプログラムを組み立てていきながら、子どもの自発的なエネルギーの充填を支援する、そういうことが施設が一番大切なものの一つであろうと、こう思っております。

ですので、そこに指導員、あるいはスタッフ9名全員がかかわっていくわけありますので、し

かも本市におきまして不登校の児童生徒、引きこもりの状態の子も含めまして、まだ多くいるわけですので、私たちとしてはまずそこを少しでも、一人でも多くの子たちに心のエネルギーをたくさん持ってもらって、元気に学校に通ってもらおうと、まずそこに全精力を傾けたいという思いでございます。よろしくご理解願いたいと思います。

議長（中村芳隆君） 19番、若松東征君。

19番（若松東征君） 了解しました。

すばらしいものだからということなんですけれどもね。

それでは、3問了解いたしまして、に入らせていただきたいと思います。

宿泊体験事業の中で、児童生徒、それに親御さんということで、体験した方のどんなふうなのがよかったか、どういうふうのがちょっとマイナスだったのかなど、もしそういう実践でありましたらお聞かせ願いたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 活動が終わった後、振り返りというのをしていただきまして、その感想をいずれの場合もそれぞれの児童生徒、あるいは保護者の方からいただいております。いずれも、特に保護者の方ですと子どもの生活について見直しができたり、あるいは同じように不登校のお子さんを抱えている保護者としての悩みを共有できたとか、そういったことが書かれてあります。

また、子どもたち自身、活動の中ではやっぱり少しずつ自分の心を開いていける、その喜びというんですか。そういったものがつづられていたり、あるいは指導員のひととの心の触れ合いの微妙な変化というんですか、自分の心の変化というものを本当に素直に振り返りカードの中に書きつづってくれる、そういった子もおりまして、大変いいこ

とだなと、こういうふうになっております。

議長（中村芳隆君） 19番、若松東征君。

19番（若松東征君） 心を開いてくれるということで、かなりいい方向で進んでいるのかなと思います。わかりました。

では、4はこれで了解します。すばらしいことをどんどん続けていってほしいと思います。

なんですけれども、先ほどの答弁で2年ぐらい前の9月の議会でやりましたと思うんですね。それでもちょっとがくっと来たような答弁をいただきまして、さっきもかつんと入れられまして、これはどういうふうに変えていったらいいのかなんて思うのは、全国調べたわけではないんですけども、かなり自然環境も豊かだと思いますよね。宿泊体験館メープルは、よく行きます。

以前はよくお話を聞いたり、工作物を届けたりしたんですけども、ちょっと私に沿わないもので、最近行かなくなってしまったんですけども、そういう形の中で自然があって、すぐそばに川があって、山があって、田んぼがあつてもものすごくいいところなんですよ。そうすると、こういうものを全国に発信したら、これは手を挙げて校長にお願いして、ぜひあそこに行って自分の子どもたちをよくしたいという気持ちになるのかなと思うんですよ。

ある施設を我々五峰クラブで行ってきまして、障害者を持つ親、障害に対して、それは馬場のほうを見てきたんですけども、馬に乗ったときにあの全然動かないのが動くんですよ。自分一人で、乗るまでは乗れないんです。そういうのと複合してはいけないかもしれないけれども、そういう自然の中のものをやっぱり那須塩原の宝物にしないで、それを発信できたらと思うので、もう一度、この辺ただめだと思っておりますけれども、お願いします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 確かにメープルを開設した当初、やはり他県からたくさん問い合わせがあったことを覚えております。ただ、当初の目的が市内の子どもたちのための施設ということで始まりましたので、丁寧にお断りさせていただいております。

議員のお気持ちは十分よくわかっているわけですが、先ほどお答え申し上げましたとおり、まず私たちとしては本市の子どもたちのために全勢力をそこで傾けて、一人でも多くの子どもたちが学校に元氣よく通ってほしいという、そういう願いを何とかかなえたいという、そういう思いで今おりますので、そういうご意見もあるということは承っておきますが、現在のところ、先ほどお答えしたとおりでございますので、ご理解ください。

議長（中村芳隆君） 19番、若松東征君。

19番（若松東征君） 涙が出るくらいあそこはいいなと思っているんですよね。それで、教育長の言っていることはわかるんです、実際に。

そこで、ちょっと話題を変えます。

宿泊体験館メープルについてなんですけれども、いろいろな事業をなされていると思います。6つぐらいの基本的な生活習慣とか、体験館のいろいろな医療福祉とか、清掃奉仕活動とか、スポーツ活動ということであるんですけれども、その辺の活動状況などがもしわかりましたらお願いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 開設当時、私もかかわっておりましたので、さまざまな想定されるプログラムをありとあらゆるものを挙げまして用意をしました。

しかし、そこの活動を選ぶのは、この利用する子どもたちでありまして、その状況に応じて適切なプログラムを提供していくということですので、今お話しくださったようなカテゴリーでたくさんものを用意してありますが、それを全て体験させるということではなくて、子どもがその中で生活をしていくかということ、指導者のほうと話をしながらプログラムをつくっていくということでございますので、ご理解願いたいと思います。

議長（中村芳隆君） 19番、若松東征君。

19番（若松東征君） 確かにこれを見ると、これだけの事業をこなすのに大変かなと思うんで、教育長の言われたように、一人一人の個性を生かして、希望があってこういうものに当てはまってカリキュラムをつくるのかなとは思っております。

だから、こういうメニューがこれだけあれば、多分、全国発信したら誰かがツイッターでささやいただけで、もうすごいダウンロードになりますよね、きっと。そんな感じがしたもんですから。

それともう一点、ここで聞いておきます。

教育長はということで、食材、減額し、または免除することができるというものは、これはどういうときにできるのでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） メープルを利用する際の費用の負担のお話であろうと思います。食材についての負担をしていただくわけですが、要綱の中で要保護、あるいは準要保護のご家庭の子どもたちにつきまして、申請があれば免除、あるいは減額、そういった対応をするということになります。

議長（中村芳隆君） 19番、若松東征君。

19番（若松東征君） 多分これ食費として朝食

1人当たり300円、昼食300円、夕食が600円の1日1,000円ですよね。その中で何か要望とか、いろいろな事情がある場合は免除できるということですね。了解しました。ありがとうございます。

それでは、6番に入らせていただきます。

宿泊体験館メーブルを不登校児童生徒に対する新人教職員の研修の場として利用する考えはあるかということで、教育長から答弁をいただきまして、やっているという形もあったんですけども、なぜそういうことを言うかという、やっぱり人それぞれに子どもたちも対応するのに、みんな種類が違うと思うんです。種類と言ったらおかしいかも、性格がね。そういうものを実戦でやり、そういうのを一つの教育の場にしたら、すごいことが起きるのかなと思ったわけですけども、那須塩原市ではそういうことをやっているような答弁が先ほどあったと思うんですけども、それはちょっと私、答弁の中ちょっと聞き漏らしたんですけども、その辺がもしそういうことがこのメーブルじゃないところでやっているんだか、またこのメーブルを利用してやった経歴があるんだかどうか、もしわかりましたらお願いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 宿泊体験館メーブルを利用した教員の研修というお尋ねであろうと思っておりますけれども、先ほどお答えしましたように、特に初任者に対しまして、市の教育委員会が行う初任者研修の一環としまして、半日ですけども、実際に宿泊体験館メーブルに行きまして、用意されております、子どもたちが利用するプログラムの幾つかを初任者の先生方が実際に体験をすると、子どもたちがここでこういう活動をするということを実際に経験してもらうというような研修を行っておりますが、そのほか、宿泊体験館メーブル

の理解をさらに深めてもらうために、生徒指導関係の先生方に来ていただくというようなこともございます。

また逆に、こちらからというか、職員が学校に出向いて施設の利用についての周知を図る、あるいは議員の皆様方にもお届けしておりますけれども、メーブルだよりを作成しまして、多くの方々に、あの施設の状況につきまして理解をしていただく、そういった活動も努力しているところであります。

議長（中村芳隆君） 19番、若松東正君。

19番（若松東征君） 実践でやっている場合もあるんだと思うんですけども、やはり新任教師というのは、たまたま私も何人かのこれから教師として向かうんだよと挨拶に来た何人かの親御さんがいて、体験に入ったら、もう学校の先生になりたいくないという方もいたものですから、こういうものはやっぱり実践で、こういうペーパーとか、カリキュラムだけじゃなくて、そのことを対応できるような施設があるんですから、そういうものをやはりそこで勉強させて、それで各学校へ入れるのもすごくいいのかなと、そういうこともあるので、どうしてもこれは全国に発信したらすごいなという思いの一途なんでございます。

だから、やはり我々もペーパーで見ると、現場へ行って見ると、現場の人と話をするのは全然違いますよね。

そういうものも今後教育長に考えていただいて、あなるほどなという形がわかっただけならば、新人教員ばかりじゃなくて、やはりそこでこういう形もあるんだなというのがわかるような気がするんですよ。

私は内々で結構相談を受けて、家庭訪問とか、そういうこと、遊んだり何かしているものですから、その中から出ると、そういうものなのかなと、

先生は俺の気持ちわかってくれないとか、私の気持ちわかってくれないとか、全部ではないですけども、そういう現場でそれを勉強しながら、各教室に戻れば、それはすばらしい見本の先生になるのかなと思うので、この辺もぜひ将来は日本全国に向けてやってくれることを提言いたしまして、この項は終わります。

続きまして、2の道の駅についてお伺いいたします。

道の駅は1993年、103駅の登録からスタートし、現在では1,014の駅までになっています。当初は、トイレ利用などの立ち寄りがほとんどでしたが、今では、全国で年間延べ2億2,000万人が買い物などに訪れる目的地となっております。年間売り上げは2,100億円と大手コンビニチェーンに相当するまでに成長しています。

また、国道や主要地方道路等に沿って設置されており、地方に多いため、地域産品の直売や地元観光情報が得られる住民や観光客の人気を集めていることから、以下についてお伺いいたします。

那須塩原市には道の駅アグリパル塩原、道の駅明治の森黒磯、道の駅那須野が原博物館があります。地域個性が生かされる特色ある施設だと思うが、それぞれの年間の事業内容と、過去3年間の売上高についてお伺いいたします。

道の駅明治の森黒磯は、文化の伝承など公共性を生かした特色に加え、農観商工連携による個性ある取り組みに多くの期待が寄せられています。地域活性化の小さな拠点として、独自に進化できる強みがあると思いますが、本市の考えを伺います。

道の駅明治の森黒磯は、駐車場が狭く、利用しにくいと感じます。駐車場を整備し、利便性を高める必要があると思うが、本市の考えを伺います。

これで1回目の質問とさせていただきます。

議長（中村芳隆君） 19番、若松東征君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 若松議員の質問に順次お答えいたします。

道の駅についてでございますが、初めに道の駅アグリパル塩原、明治の森黒磯、那須野が原博物館の年間の事業内容と過去3年の売上高についてであります。アグリパル塩原では5月のさなぶりまつり、10月の旬の味覚祭り、11月の秋の大収穫祭等、約20のイベントを開催しており、農産物直売所やレストランを含めた年間売上高は、23年度が3億1,320万、24年度が3億1,270万、25年度が3億2,680万、25年度伸びています。

こういう状況となっております。明治の森黒磯でも4月の感謝祭、8月の夏の感謝祭、12月のクリスマスイベント等、約10のイベントを開催しており、農産物直売所やレストラン等を含めた年間売上高は23年度が1億2,740万、24年度が1億2,900万、25年度が約1億3,480万となっております。

那須野が原博物館については、農産物直売所やレストラン等は併設されておりませんので、これらにかかわる事業や売り上げはございません。

次に、明治の森黒磯に対する本市の考えについてお答えいたします。

明治の森黒磯は、国重要文化財である旧青木家那須別邸や、農産物直売所、ファーム・レストラン等で構成されております。

その中で、農産物直売所とファーム・レストランは、青木地区における地産地消の拠点であり、平成25年度には約44万5,000の方が利用しております。

農産物直売所では、朝どりの新鮮野菜やイチゴ、

農産物の加工品等を、ファーム・レストランでは地元産の野菜や牛乳を使ったパスタやピザ、ジェラート等を販売し、地元農産物の消費拡大を図っております。

また、5月24日から6月1日までの週末限定で、那須地域産スカイベリーを使ったジェラートを試験的に販売し、好評を得たところであります。今後も農産物の消費拡大を図る拠点として活用していく計画でございます。

質問の中にもありましたが、道の駅、小さな拠点としてという言葉聞いて、実は私2週間ぐらい前、関係者とお話をする機会がございました。その中で、今からの課題何ですかという質問、もっとどんどん伸ばしましょうといったところ、これもうできてからずっと同じ人が出しているんですね。だんだん高齢化して、これはどこの道の駅も同じだそうです。商品を伸ばすというのは、よそから仕入れてこないと伸びないと、こういう状況もあって、朝どりで新鮮というのも、とてもいい言葉だけれども、地域の野菜を満遍なく集めるということは、もう今になると不可能に近い。5億、10億の売り上げを誇る道の駅、県内に幾つかございますが、全部まるでスーパーマーケットと、こういう状況になっていることだそうでありました。

またもう一つの課題もお聞きしましたところ、大きな農家が出せない、それは何でかという、大きく荷をまとめると東京の市場へ出すんですよ。それを小分けにしまうと、売れ残ったら引き取りになんか行っている暇ないと、売れただけの金額をもらうんなら、大手のいわゆる東京、横浜の市場でさばいたほうが活性化、自分のうちの経済はとても助かる。

こういう幾つかの課題があったと。これはどこも共通した課題になっているはずなので、そい

うところに配慮をして、もう一段のレベルアップを図ればなど、こんなことを話し合いさせていただきました。

それから、駐車場の件でございますが、この件につきましても、私も建設当時からかかわった一人として、地域の皆さんからあそこを飛行場ならしにしてくれと、たくさん車入ると、それをつくったのは県でしたから、県にお願いしたら、何を言っているんだと、あれはあの地域に合った最もいい駐車場としてお金をかけて設計してつくて、今度飛行場ならしはないだろうと、ぜひ工夫をして、緑、森、あるいは明治の森黒磯と言われる、そういうレストランとして、みんなで努力して、何でもお客さんくるとき飛行場ならしがいいとは限らないと、こういうようなお話も県の方からも、個人的にも何度かいただいておりますので、これらの駐車場の利活用については、どうしても満車になるときは臨時駐車場のスペースございますので、そういうもので対応するのがいいのではないかと、こんなこともかかわった体験と、話し合った内容から答弁に加えさせていただきました。

ぜひご理解をいただければと思ひまして、第1回目の答弁といたします。

議長（中村芳隆君） 19番、若松東征君。

19番（若松東征君） 市長より直々の答弁いただきまして、大変ありがとうございます。

余り立派な答弁をもらったんで2回目の質問どうしようかななんて思ったんですけども、まだ16分いただいておりますから、頑張ってください。

これからでは第2回目の質問に入らせていただきます。

売上高、結構いっているのかななんて思ひまして から入らせていただき、2回目の質問として、事業の内容、それぞれいろいろ説明をいただきま

した。

私が考えるには、明治の森黒磯は特別なのかなと思うような気がします。アグリパル塩原のほうは、何か行ってみると物産店、それからお菓子とかおまんじゅうをつくるどころ、それからうどんとかそばをやると、3つの構成できちっとなつていると思うんですね。かなりの組織力があって、うまくいっているのかなと思います。そんな形で売り上げもかなり高騰しているのかなと思います。

広さもというと、青木の道の駅も全体から見るとすごいスペースは広いんですけども、管理状態がかなり複雑なのかなと思ひまして、ちょっと悩んでおります。そんな形の中で、売上購買は落ちているのかなと思うのと、1回目についてはその辺の市長の答弁で了解いたしまして、2回目に移らせてもらいます。

明治の森というのは、やはり先ほど市長が言われたように、文化財があり、いろいろな形であるんで、そこでお聞きしたいんですけども、ここで見ると、とちぎ明治の森記念館ということで、設置主体栃木県、土地県所有ということの中で、施設の管理の内容、設置の利用許可ということがこれは県のほうなのかなと思います。それと、道の駅の駐車場、先ほど市長の答弁がありましたように、道の駅の駐車場・園地ということで、設置主体、これが栃木県、土地も県所有、施設の管理がこれは市の農業公社、管理の内容が道路課、施設の利用許可が大田原土木事務所という、このぐらい細かく分かれているので、今申し上げたような例えば施設の栃木県のほうの土地、県所有のもので施設の管理はどのような形でやっているのか。それから、管理の内容ということで、もしわかりましたら、その辺をお答えいただきたいと思ひます。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一君） 施設の設置、また管理の内容でございますが、今、議員がおっしゃいましたように、この道の駅につきましては県と那須塩原市で、元の黒磯でございますが、設置をしております、基本的に道の駅につきましては道路区域ということございまして、トイレと駐車場につきましては、県の管理ということになっております、そのほかのものにつきましては、広場とか、青木邸も含めてですけれども、農産物の直売所、これらも含めまして、これにつきましては市の管理となっております、その中で管理の内容につきましては、市のほうでは青木邸につきましては生涯学習課、教育委員会のほう、そのほかの農産物直売所、レストラン等につきましては農務課のほうで管理しております、そのほかの広場とかにつきましては、森もございまして、これらにつきましては農業公社のほうに委託をしまして管理をしてございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 19番、若松東征君。

19番（若松東征君） 今、部長より答弁いただきました、管理内容ということで部分的にいただきました。そうすると、これを含めた総体的な面積とはどのぐらいあるんでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一君） 面積につきましては、施設全体で7万5,000㎡、約7.5haでございまして、そのうち市で所有している部分につきましては農産物直売所とレストランのあるところでございます、そのほかは県の所有となっております。その中で質問のありました駐車場につきましては5,500㎡というふうになっております、そのほか保全林とか、憩いの広場とか、お花畑、調整池、

これが約6万㎡ということで、主にこれらで占められております。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 19番、若松東征君。

19番（若松東征君） 全体の面積聞いたら、すごい規模なんだなと思いますけれども、なかなか事業主体といくと、これが幾つもの公社、農業公社、生涯学習課、それから県所有、市の農業公社、道路課、大田原土木事務所という形で、そうするとこういうもので先ほど市長からも答弁でありまして、満車になったときは臨時駐車場も可能だということなんですけれども、この辺はどのように考えて、誰にどのように連絡をし、イベントができるのか、もしわかりましたら。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一君） このたび臨時駐車場を設けたということですが、これにつきましては今までイベントのときには場外に臨時駐車場を設けておりましたが、利用者の利便性の向上のために、今回は春の感謝祭におきましては場内に調整池となっている箇所でございますが、ここに臨時駐車場を設けておまして、これにつきましては施設の管理を委託しております農業公社のほうからこういうふうなイベントをやるので、臨時駐車場として使わせていただきたいということで、建設部道路課のほうに話がございまして、そういった中で設置をしております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 19番、若松東征君。

19番（若松東征君） そうすると、例えばイベントをやるのに逆算してどのぐらいの日数前にそれを連絡すれば可能なんでしょうか。臨時駐車場と敷地内と借りる場合は。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一君） 特に許可証とか、そういうものは発行しておりませんので、どれくらい前にというのはなかなか難しいんですが、何日というふうな期間は限定しなくても、ある程度協議ができる、検討ができる期間があれば大丈夫かなというように考えております。

議長（中村芳隆君） 19番、若松東征君。

19番（若松東征君） 条例の中でちょっと調べると3カ月前とかと出ていたような気がしたんです、私の見間違いかなと思うんですけれども、それで市長が定めたものによってということだと思うんですけれども、もう一回私もちょっと調べてみます。その辺がなければかなりいいかなと思うんですけれども、その中で今幾つも分かっているんで、それもし答えられたらお願いしたいと思うんですけれども、那須塩原市青木ふるさと物産店条例ということで、これは例えばパンの加工場、アイスクリーム加工場とか、物産店とか、農産物とかいろいろ幾つかあると思うんですよ。その辺の賃借料というんだか、月の家賃というんだか、その辺がもしわかりましたらよろしく願いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） 青木物産センターの施設ごとの月額使用料ということでございます。

まず、パンの加工販売をやっている加工棟については月額14万4,000円、それで同じく加工棟の中にアイスクリームの加工販売をやっているスペースがあります。こちらにつきましては13万7,000円、そして食堂の部分につきましては11万7,000円、ギャラリーというような部分が2階にございますが、こちらにつきましては11万7,000円ということでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） 失礼いたしました。

ギャラリーにつきましては、日額で2,000円ということでございます。訂正させていただきます。

あとは、直売棟のほうにつきましては、農産物販売コーナーが月額3万6,000円、そして物産販売コーナーが月額4万5,000円ということでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 19番、若松東征君。

19番（若松東征君） 了解しました。

これでいくと、今、部長の答弁をいただいたんですけども、これは私も現場でまた確認はしていないんですけども、加工場、パン工場、アイスクリーム、それから厨房というのかな。これは1人の方が借りているわけではないんですか。別々の業者が入っているのかな。ちょっとその辺をお聞かせ願いたい。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） こちらの施設を現在貸し出している相手方は旧黒磯の企業さんに貸しているということございまして、パンとジェラートとレストランが、それぞれ別のところに貸しているかというのに関しては、ちょっと今すみません調べていますので、そちらについてはちょっと後ほど答弁させていただきます。

議長（中村芳隆君） 19番、若松東征君。

19番（若松東征君） 何か通常で見ると、面積的に見て、規模的に見て、これ高いか安いかわからないんですけども、よっぽど売り上げを上げないと、月額家賃払えないんじゃないかなんて思ったもんですから、もう少し何かできればなと思ったんですけども、その辺、答弁待ち

ます。

そんな中でもう一点、この中で聞きたいのは、例えば明治の森記念館、物産店に来たり、またそういうパン工房とか、アイスクリームとかという形で、せっかく来客があるんですけども、その方たちがすばらしい別荘のほうに向かっているというのがどのくらいいるのか、もしわかりましたら、年間でもいいです。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） ただいまのご質問は、旧青木別邸への来館者ということでよろしいかと思うんですが、平成25年度の数字になりますが、1年間で9,586名の来館者があったということでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 19番、若松東征君。

19番（若松東征君） 9,586名と言ったのかな。せっかく先ほど聞いて、そこに利用者数もかなり買い物に来ている数もあるのかなと思うんですね。ここに青木ふるさと物産センターということでお客さん、推定利用者人数44万5,285人、これが平成25年度、平成24年度が42万6,700人という、これだけ大勢の方が利用している、その中で9,000、ちょっとさみしいなと。ああいうものをもうちょっと物産店並びにパンの加工場とか、ジェラートのアイスクリームのところとかと、宣伝ポスターをつくって、そこに誘致するのすばらしいかなと思います。

それともう一点、この道の駅明治の森黒磯について、この2番目で言っておきたいのは、ここで言っているんだか、とめられちゃうんだかわからないんですけども、ここで言って議長に怒られるかもしれないんですが、ちょっと試してみます。

年間を通して幼稚園、小学生、中学生と体験型か何かでその別荘に見学に行っていると思うんです。そのときに、食事をする場所がないというお話もあるPTAから聞いたんで、あそこに例えば我々が森林環境税1人700円かな、払っているのが。そういうものの中で間伐材を利用したベンチとか何か、何力所か置いてもらったらいいのかなんて思うんですけれども、それは可能なのかだめなのか、一つ答弁をいただきます。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一君） ただいまベンチのお話が出まして、ただいまご質問ありました、とちぎの元気な森づくり県民税、これによる事業として森を育む人づくり事業というふうな事業で、平成23年から25年の3カ年でここに10基のベンチを設置しておりますが、この事業につきましては25年度で終了というふうになっております。

また、ベンチにつきましては、かなり老朽化しているものもあるというふうに見受けられますので、それらの更新等につきましては今後検証していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 19番、若松東征君。

19番（若松東征君） そうすると、今、建設部長から答弁があったように、あれは終了すると何でやめてしまうのかなと、人気があればやってもらってもいいのかなと、私、県にまで行って来たんです。行って聞いてきたら、やはり同じ答弁でした。だけど、調べてみたら那須塩原市で何力所に置いていってくれたんだよと、こちらから要望出してないのに置いていってくれたんだよというのを聞いたもんですから、何で要望を出したところへ県でくれないんだということで、言ってきた覚えがあります。

その辺も含めて、子どもたちに明治の森のすばらしい洋風の別荘を見せるためにも、そこで語らい写生してもいいし、あともう一点、先ほど面積聞きましたけれども、お花畑の面積聞いてびっくりしましたね。あれはただ花を見るだけじゃなくて、花をどういうふうな形で今度は物産店に戻すか。例えば菜種油をつくってそれを販売するとか、そういうものがなかなかできないのが、幾つもの公社がそこに入っているからかなと思うんです。ただ見るだけで終わってしまう。あれだけ投資しているんだから、やはりある程度利益を上げてやってもらいたいなと思います。

その森林環境税も部長の心意気でぜひもって、そういうものも各施設に置いてもらうことを願います。

ここでもうちょっと時間あるんで、道の駅施設の新时代ということで、ある新聞にこんなことが書いてあります。地域の課題に対応する場の進化、地域の特色を生かした個性豊かな拠点への進化、第2ステージに入った公共施設の道の駅への期待がここに凝縮される。国土交通省も道の駅がさらに機能を高めよう、支援を強化しよう、応援する経済低迷の20年にありながらも、奇跡的な成長を掲げた道の駅、これまでが全国に駅を展開した20年なら、地域再生が充実される今後は、公共施設としての成熟、質の時代に入る。これからの道の駅は地域の拠点として地域の課題を解決する場の成長や、新たなマネジメントの創出を目指すとなります。

どうか本市にある道の駅も、地域の特色を生かしたものを努力しながら邁進していただきたいと思います。私の質問は終わります。ありがとうございました。

議長（中村芳隆君） 以上で、19番、若松東征君の市政一般質問は終了いたしました。

質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時22分

議長（中村芳隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁保留の答弁

議長（中村芳隆君） ここで産業観光部長より発言があります。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） 先ほど答弁を保留させていただきました青木ふるさと物産センターを利用している企業の数についてでございます。

パンの加工販売ということで1社、そしてアイスクリームと食堂で1社ということで合計2社ということでございます。

以上でございます。

伊藤豊美君

議長（中村芳隆君） 次に、9番、伊藤豊美君。

9番（伊藤豊美君） 皆さん、こんにちは。議席番号9番、TEAM那須塩原、伊藤豊美です。

市政一般通告書をもとに、一般質問を開始いたします。

1、JR那須塩原駅周辺の整備について。

JR那須塩原駅は、通勤、通学の利用に加え、市の玄関口としても広く観光客等に利用されてい

ます。那須塩原市の顔ともいえるものでもあり、栃木県北地域の交通の要衝となっております。

これからの市のまちづくりを考えるに当たっても、那須塩原駅を中心とした周辺整備に欠かすことのできないことから、以下の点について伺います。

JR那須塩原駅東口は、駅利用者の送迎のための駐停車と大田原市営バスの乗り入れのため、朝夕には大変な混雑が見られます。また、歩行スペースが十分に確保されていないことから、歩行者や車いす等で駅を利用する方にも支障を来している状況であります。隣接する市営駐車場を含めた駅前一帯の整備について、市の考えを伺います。

平成25年9月定例会において、那須塩原市議会では、那須塩原駅東口にエレベーターを設置してもらいたいという陳情に対し、全会一致で採択しています。また、同定例会における一般質問でも、市長は県や近隣市町と連携して、平成25年9月9日にJR東日本へエレベーター設置の要望を行ったと答弁されています。要望に対するJR東日本からの回答と、その後の進捗状況について伺います。

大田原市の大学、高校等への通学のため、大田原市営バスを利用する方は、ほとんどが通り過ぎていくだけで、駅周辺の店舗や施設を利用しているとは言えません。駅前の混雑解消だけでなく、駅前を活性化する観点からも大田原市営バスの乗り入れ場所や、停留所の場所の見直し等の必要があると考えますが、市の考えを伺います。

現在、ゆ～バスの停留所は西口、大田原市営バスは東口と相互利用がしにくい状況にあります。共同運行や相互利用を進める考え方はないのか伺います。

那須塩原駅の利用において、利便性を妨げる原因に、駅東口と西口を繋ぐ道路が少ないことが

挙げられます。都市計画道路3・3・4号東那須野東通りは、平成23年度には整備計画が策定され、平成26年度には道路の詳細設計、JRアンダー概略計画及び測量、土質調査などに着工する計画であると市長は答弁されています。しかし、結果として、平成26年度はゼロ予算となっていることについて、今後の市の考えを伺います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。
議長（中村芳隆君） 9番、伊藤豊美君の質問に対し、答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一君） JR那須塩原駅周辺整備についての、 、 、 のご質問に順次お答えいたします。

初めに、 の那須塩原駅東口の駐車場を含めた駅前一帯の整備についてお答えいたします。

那須塩原駅東口につきましては、那須塩原駅東口駅前広場として、昭和33年1月10日に都市計画決定がなされ、昭和56年度に駐車場も含めた整備が行われております。

東口駅前広場におきましては、朝夕の時間帯にバスや一般車などの乗り入れにより混雑している状況にあると認識をしております。

車両の乗り入れ状況や広場の利用形態などについて、今後詳細な調査を行いたいと考えております。

次に、 の那須塩原駅東口のエレベーター設置に関するJR東日本からの回答と、その後の進捗状況についてお答えいたします。

駅東口へのエレベーター設置については、東北新幹線那須塩原駅東口のバリアフリー化の促進として大田原市・那須塩原市・那須町の連名で、栃木県を通じて平成25年9月9日にJR東日本へ要望を行っております。

その回答としまして、自治体中心で対応をお願い

したい、協力はできる範囲でしたいとの回答がございました。

また、要望以外にも平成26年4月24日にJR東日本大宮支社の担当者との協議を行っておりますが、JR東日本としては駅構内以外のバリアフリー化については、関係自治体を実施をお願いしているとのことでした。

このようなことから、エレベーターの設置に関する関係自治体との協議会設立の検討を現在進めているところでございます。協議会の中でエレベーターの設置方法、設置時期、設置費用の負担などの協議を行いたいと考えております。

次に、 の大田原市営バスの乗り入れ場所や停留所の場所の見直し等の必要性和、市の考え方についてお答えいたします。

大田原市営バスの乗り入れ場所や停留所の場所の見直しにつきましては、バス利用者の利便性の観点から難しいと考えております。

次に、 の都市計画道路3・3・4号東那須野東通りの市の考え方についてお答えいたします。

都市計画道路3・3・4号東那須野東通りは、国道4号から区画整理地内までの約700mの区間について整備に向けた検討を行ってまいりましたが、計画的な市街地の形成と道路利用者の利便性の向上を図るためには、当該区間の整備だけではなく、県道東小屋・黒羽線の起点を3・3・4号東那須野東通りに直接接続するよう振りかえを行う必要があると考えております。

また、西側につきましても、既に供用を開始している箇所までの整備だけではなく、都市計画道路3・3・2号黒磯那須北線までを整備区間として延伸するなど、一体的な整備が必要であると考えております。

このため、県道東小屋・黒羽線の起点の振りかえと路線の延伸を県へ要望しているところでござ

います。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 生活環境部長。

生活環境部長（山崎 稔君） のご質疑につきましては、私のほうからお答えをいたします。

共同運行や相互利用を進める考えでございますが、共同運行につきましては、那須塩原市のゆーバス、予約ワゴンバス、さらには大田原市営バス、那須町営バス及び民間路線バスを含めた公共交通路線のあり方の検討や役割分担、費用負担を含めた協議を那須地域定住自立圏等の広域的な会議の中で進め、相互利用につきましてもあわせて検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 9番、伊藤豊美君。

9番（伊藤豊美君） それでは、順次再質問をさせていただきます。

J R 那須塩原駅周辺の整備についての再質問ですが、今回と同様の一般質問を平成22年6月にもしております。今、庁舎問題も浮上してきておりますので、4年間でどのように変わったか、あえて今回の質問とさせていただきます。

隣接する那須塩原駅東口の駐車場を含めた駅前一帯の整備について、ただいま答弁をいただきましたが、市は混雑しているという状況については認識しているという状況でありました。そしてまた、今後、詳細な調査をしたいということでもあります。ありがとうございます。

ここで、私は先ほども言いましたが、平成22年のときにこの問題について一般質問をしておりますが、平成22年のときには気づかなかったことがあります。それは、那須塩原駅の東西連絡橋を渡り、東口のほうに渡ってきます。そうすると、その階段をおりるとちょうど正面に昔の那須塩原駅当時の引き込み線が存在します。今は、その引き

込み線については何も使っていないという状況がありますが、スペース的に見ると、ちょっと私行っってはかってきましたら、はかっては来なかったか、ごめんなさい。

幅が4m、そして縦に70mから80mのスペースがあるんです。全然使われておりません。それがちょうど駐車場とすぐに隣接している部分なんです。J Rと市で話をして、それでその部分を使うことによって、もっと幅広い使い方ができるのではないかとと思いますが、市はどういうふうに考えているかお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一君） ただいまのお話は、市営駐車場とJ R線路との間の通路のことであると思いますが、この場所につきましては、J Rの土地になっておりまして、J Rの乗務員の休憩室が奥にございまして、そこへの進入路となっております。そういったことから利用は難しいのではないかなというふうに思いますが、J R東日本のほうに確認をさせていただきたいというふうに思っています。

議長（中村芳隆君） 9番、伊藤豊美君。

9番（伊藤豊美君） ぜひ建設部長、確認してJ Rと相談して、そしてその場所が使えるようになれば、本当に東口の利便性については確保ができるんじゃないかなと思いますので、その辺のところよろしくお伺いいたします。

続きまして、9番、那須塩原駅東口のエレベーターの設置について、私たち議員もエレベーターにつきましては全会一致で採択をいたしました。そんな中、ただいまの話ですが、自治体と協議会等検討を進めているということでありましたが、この辺の話がどの辺まで進んでいるのかお聞きしたいと思います。

また、大変いいお話でありましたので、設置の時期についてもいつのころになるかお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一君） どの辺まで話が進んでいるのかということでございますが、まだ正式には大田原市、那須町、関係自治体のほうに正式な申し入れはしてございませんが、内々にどうだろうというふうな話をしておりますので、その中では了解は得ておりますので、できるだけ早い時期に協議会を立ち上げたいというふうに考えておりました。設置の時期につきましては、その協議会の中で検討されることになると思いますので、まだ今の時点では未定でございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 9番、伊藤豊美君。

9番（伊藤豊美君） 私たちは今のことについて見守っておりますので、どうぞよろしくお伺いいたします。

続きまして 番、この 番については大変難しいのではないかとこのお話ではありましたが、また大田原市営バスの運行表を見ても、新幹線、在来線に合わせてつくられているので、私も難しいのかなとは思いますが、ただ学生たちが駅周辺の店舗や施設に寄れるような魅力あるまちづくりについて市はどういうふうに考えているのかお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一君） 東口のまちづくりでございますが、東口のまちづくりにつきましては、あの道路が県道でございまして、県道につきましてはあそこの整備の計画がございました。平成13、14年のころというふうに聞いておりますが、その

ときに地元の反対もあって整備ができなかったというふうに聞いておりますが、まちづくりにつきましては、駅前広場と県道と一体的に整備するのが望ましいのではないかなというふうに考えてございます。そういった中で地元の合意が得られれば、そういった整備も再度、これは県の事業でございますがお願いをするということも必要かなというふうには考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 9番、伊藤豊美君。

9番（伊藤豊美君） ありがとうございます。

ぜひとも魅力あるまちづくりについて、県ともよく協議をして、学生が寄れるようなまちづくり、魅力ある地域をつくっていけるような努力をしてもらいたいと思っております。

について、先ほど答弁をいただきました。そんな中で大変私はすばらしい答弁だったなと思っておりますので、那須塩原駅周辺の活性化に向けた……失礼しました。ぜひともそのような形で進んでいってほしいと思います。

続きまして、 番について再質問を行います。

先ほど について答弁がありました。私も建設部長の言った部分についてはそのとおりでとは思いますが、しかし第1次那須塩原市総合計画の中で、1回目の質問の中でも話しておりますが、計画的に実行計画ができたのに、ゼロ予算になってしまったということについて、私は大変ショックでした。私の一般質問は結構3・3・4号線についてはずっと話を進めてまいりましたので、大変ショックでありました。

建設部長、過去にこういった予算がついていて、そしてまた26年度からそうやって計画的についていた予算が実行できないという事例はあるのですか。お伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一君） ただいまの質問でございますが、これにつきましては平成25年、昨年の9月議会にも伊藤豊美議員のほうにお話しした経過がございますが、予算がついたということではなくて、実施計画に計画として計上されたということで、実施をするということで予算が計上されたものとはまた違っております。そういった中で、今回のゼロ予算につきましては、整備の仕方について再検討が必要であるという中で、先ほど申し上げましたような形になっているというところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 9番、伊藤豊美議員に申し上げます。答弁者に指名をしないようお願いしたいと思います。

9番、伊藤豊美君。

9番（伊藤豊美君） 私はこれ予算がついたということで、本当に大変喜んでいたわけですが、そういう今言われたような話の中の、そういうこともあるのかなというふうに思っています。ただ、この地域については、今度、先ほども言いましたが、新庁舎の建設ということで話が進んできております。その新庁舎の建設については、会派代表者会議の中でも話し合われて、今度、新しく協議会というか、それができながら、今度その話はしていくんでしょうが、予定ではあと約5年後あたりに、そういう建設にもめどがつけばという話で進んでいくんであると思いますが、例えば新庁舎がそうやって新しいのができたとしても、私はその近くの道路がきちっとできなければ、私は利便性については悪くなってしまうので、市民の方、みんなが戸惑うんじゃないかとは思いますが、その辺のところをどのように考えているか伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一君） 新庁舎のお話が出ましたけれども、新庁舎につきましては、まだどこに移設するかというのは決まっているわけではございませんで、那須塩原駅周辺というふうな形でございます。そういった中で、駅の西口の土地利用につきましては、今後十分検討して、どのような形がいいかというふうに検討しているところでございまして、今までの検討の中でもこの3・3・4号というのは必要であるというふうな研究結果になってございます。

そういった中でこの整備につきましては、先ほど申し上げましたように県に要望しているところでございますので、それらの状況を見極めたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 9番、伊藤豊美君。

9番（伊藤豊美君） 今、県に要望しているという話は何回も聞いておりますが、今の3・3・4号については、今の段階では県道ではないですね。ですから、県に要望しても……その前に今その近くには3・3・2号という部分も通っております。その部分についてと、それは県のほうの部分だと思っておりますが、その整備、そしてまた3・3・4号、そのやつを整備していくと。ただ、今、県に要望しているという話でしたが、どの辺のところまでお話をしているのかお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一君） 県への要望でございますが、今、お話しありましたように3・3・4号につきましては県道ではございません。そういった中で東小屋・黒羽線、これは県道でございま

すので、これの起点を振りかえて、さらに3・3・2号まで県道として延伸してもらえないかなというふうな要望をしているところでございます。その中で3・3・2号につきましては、今後整備が県の予定、まだ計画段階ではありませんが、今後整備されるものというふうにご考えてございまして……どの程度要望しているかということでございますが、先ごろ5月8日に大田原土木事務所との事務連絡会議がございました。この中で今の内容につきまして要望をしております、今後8月にも県への要望がございまして、そういった中でも要望事項として上げたいというふうにご考えてございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 9番、伊藤豊美君。

9番（伊藤豊美君） 今、東小屋・黒羽線の起点の振りかえ、これは私の地元でございます。ですから、去年の9月の議会のときに、私の一般質問の中にはその振りかえについて若干触れました。その触れた内容というのは、今、私たちの下の地域で圃場整備の話が出てきております。どうせ圃場整備をするのであれば、道路もちゃんと起点の振りかえで持ってくる道路なんです、そういう道路もその中に一部として含めるということをもっとやってあげば、圃場整備した田んぼがまたもう一度道路のために使いづらくなるようなことがないように、私たちはそのように思ひまして、9月にも質問をしております。

大体、今の再質で大体1、2、3、4、5についてはわかりました。とりあえず第1の項目の再質は終わりにしたいと思います。

続きまして、農業行政について。

国は農林水産業・地域の活性化創造プランを取りまとめ、農業を足腰の強い産業としていくための政策（産業政策）と、農業・農村の有する多面

的機能の維持・発揮を図るための政策（地域政策）とに分けて推進し、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の拡大等の課題解決に取り組もうとしています。新政策について、以下の点について伺います。

新制度の概要、特に、農地・水保全管理支払交付金からの変更点について伺います。

新制度がスタートすることで、新たな組織からの申請がふえてきたと聞いています。増加の理由と新制度のメリットについて伺います。

新制度の具体的な政策の一つに、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を進めるとし、農地中間管理機構の制度化等を行ったとありますが、本市にある農業公社との違いは何か伺います。

また、本市において、農地中間管理機構の制度化におけるメリット、デメリットは何か伺います。

議長（中村芳隆君） 9番、伊藤豊美君の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 伊藤議員の質問に私からもお答えさせていただきます。

2の農業政策について。の新制度の概要、農地・水保全管理支払交付金からの変更点、の新制度における申請増加の理由とメリットについては、これは関連がありますので一括してお答えをいたします。

新制度は農用地の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利敷き等を行う農地維持活動と、農業施設の軽微な補修、草花の植栽、生き物調査等を行う資源向上活動という2つのメニューになっておりました。

大きな変更点は、従来の制度ではこれらの活動をセットで行わなければならないことと、活動組織には農業者に加え自治会やPTAなどの非農業

者を含めることが条件となっていました。新制度では農地維持活動については、農業者だけの活動組織で実施することが可能となったことが、申請の増加の要因であり、またこのように農業者にとって利用しやすい制度になったことが第一のメリットだと考えております。

の農業公社との違いは何か、農地中間管理機構の制度化におけるメリットとデメリットは何かについてもお答えいたします。

農業公社が行っている農地利用集積円滑化事業との大きな違いは、農地の受け手が公募により決まることや、利用権設定を行うに当たり、県知事の許可を受けなければならないことが挙げられます。

メリットといたしましては、公募により今まで以上に公正、透明な貸し付けルールが確立されることから、より一層の農地の集積、集約が期待できることや、耕作者集積協力金等が交付されることもメリットに挙げられております。

デメリットといたしましては、手続が煩雑になり、利用権設定まで時間を要することが考えられております。

以上、第1回の答弁といたします。

議長（中村芳隆君） 9番、伊藤豊美君。

9番（伊藤豊美君） 国は今年度より新たな農業、農村政策が始まりますということで4つの改革を打ち出してきています。

1、農地中間管理機構の創設、2、経営所得安定対策の見直し、3、水田フル活用と米政策の見直し、4、日本型直接支払い制度の創設。

今回の私の一般質問は、この中から日本型直接支払い制度の創設、農地・水保全管理と農地中間管理機構のことについて絞って質問をさせていただきます。

それでは、今の答弁として1と2、一括でして

いただきましたが、私のほうでも1と2を一括して行います。

まず、那須塩原市の中で農地・水保全管理事業を継続している地区は幾つありますか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） お答え申し上げます。

農地・水事業を継続して行う地域の数ということでございますが、継続地区の数は40地区ということでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 9番、伊藤豊美君。

9番（伊藤豊美君） また、新規に取り組む地域は幾つあるのか伺います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） お答え申し上げます。

新制度に新規で取り組む組織の数ということでございますが、そちらにつきましては12地区ということでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 9番、伊藤豊美君。

9番（伊藤豊美君） その中で、他市町と、例えば大田原と那須塩原市、那須町と那須塩原市に接する地域は幾つ存在するか伺います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） お答え申し上げます。

先ほどお話しした、まず継続地区は40地区、そして新規地区が12地区ということで、今回新制度のもとに手を挙げている地区は全てで52地区になります。このうち、他の市町に隣接している地区

につきましては19地区ということになります。

以上です。

議長（中村芳隆君） 9番、伊藤豊美君。

9番（伊藤豊美君） 私たちの地域でもことし始めて農地・水保全管理事業に取り組みました。6月8日、今から2日前、農道の草刈り、相の川の草刈り、花壇づくりの下準備、缶拾い、大変小雨の降る中、みんなでいい汗をかきました。私たちの地域も大田原と接する地域で、12戸の農家の水田、12haの面積があるのですが、この部分について自動的に対象外になってしまったんですね、大田原の地域が。そういうことがあったのですが、しかし県と国の配布された資料を見ると、構造変化に対応した保全管理の目標ということで、集落間広域連携型で、広域的な農地利用の調整、近隣集落との連携、旧村や水系単位での連携を図る、集落間の相互の労力補完や、広域的な活動による保全管理を図るとうたっておりますが、この辺のところ、市ではどのように思うか伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） 広域連携型事業のお尋ねということなんだと思うんですが、こちらの制度につきましては、ご承知のとおり国が制度設計をして、今年度から運用している制度だということでございますが、内容といたしましては、この制度では市をまたぐようなエリアにおいて集落や地域の関係団体等で構成する一つの組織を設置して、事業を実施することが可能になっているということでございまして、その際の条件といたしましては、対象面積、エリア面積が200ha以上であることが一つ、2つ目といたしましては、関係するおのおのの市町村と協定を結ばなくてはならないということが条件として2つ挙げられます。

これは大きい条件になりますが。

それで、おのおのの協定を結んだ市から、その市が損しているところの農用地分に値するだけの活動費用がおのおのの市町村から、その活動団体のほうに支払われるというような制度だということでございます。

議員ご案内のとおり、ハードルが高いということでございますので、県内で実施している事例はないというのが実態でございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 9番、伊藤豊美君。

9番（伊藤豊美君） ちょうど私たちの地域はこういう市をまたいでいる地域なんですね。それで、この部分についても圃場整備なんかも大田原市と、また那須塩原市の2つの組織をつくらなくてはならないという、これと比べてはいいか悪いかはちょっとわからないんですが、そういう地域であります。そういう地域をぜひとも助けるというか、それを拾うというか、そういうことをするためには、もうちょっと簡素化されて、こういうふうにならなくていいかという中で、今後進めていかないのかということをもう一度再質問させていただきます。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） 先ほどもお答えさせていただきましたが、あくまでも国の制度ということでございますので、その運用条件というものについては厳守せざるを得ないというのが実態だと思います。

こんなお答えになってしまいますが、申しわけございません、以上です。

議長（中村芳隆君） 9番、伊藤豊美君。

9番（伊藤豊美君） ありがとうございます。

私はそういう地域が存在するんだと。ただ、お

金とか、そういう部分だけじゃなくて、例えばそういう地域を今度、その地域は私たちの地域になるんですが、那須塩原市の駅からすればたった2 km、範囲の中に入ってしまうんですね。だけど、大田原と那須塩原市に隣接していることで、そういう対象外にもなってしまうし、また国の政策の中からは、今お答えをもらったような形になってしまいます。

ですから、今後、たった2 kmの範囲の中で、そういうことをなくするためには、何か対策はないのでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） 先ほどの答弁の繰り返しということになってしまうんですが、この問題については那須塩原市だけの問題ではないというふうに認識しておりますので、まずは那須地方管内の市町村と、こんな問題ないのかというところと、ちょっと共通認識を図ってみて、まずは県のほうの振興事務所あたりに働きかけをしていくというのが第一段階かなというふうに思っていますので、そんなことをちょっとやらせていただければというふうに思います。

以上です。

議長（中村芳隆君） 9番、伊藤豊美君。

9番（伊藤豊美君） ありがとうございます。

また、そういう地区を救うためには、全然関係ない話になるかもしれませんが、合併などを考えたら一番救われてしまうのかなと、そんなふうに思っております。

これをもちまして私の一般質問を終了いたします。ご清聴ありがとうございました。

議長（中村芳隆君） 以上で、9番、伊藤豊美君の市政一般質問は終了いたしました。

散会の宣告

議長（中村芳隆君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時06分